

産廃あいち

VOL.27 1998

平成10年4月20日発行

特集／講演「産業廃棄物処理業界の展望」

～米国環境産業の潮流を踏まえて～

豊田市中核市移行に伴う産業廃棄物処理業に関する事務の
取扱いについて

産業廃棄物担当行政組織 平成10年度名簿一覧

第13回 通常総会開催

大規模災害時における復旧活動支援対策規程の制定

平成10年度 厚生大臣認定各種講習会日程

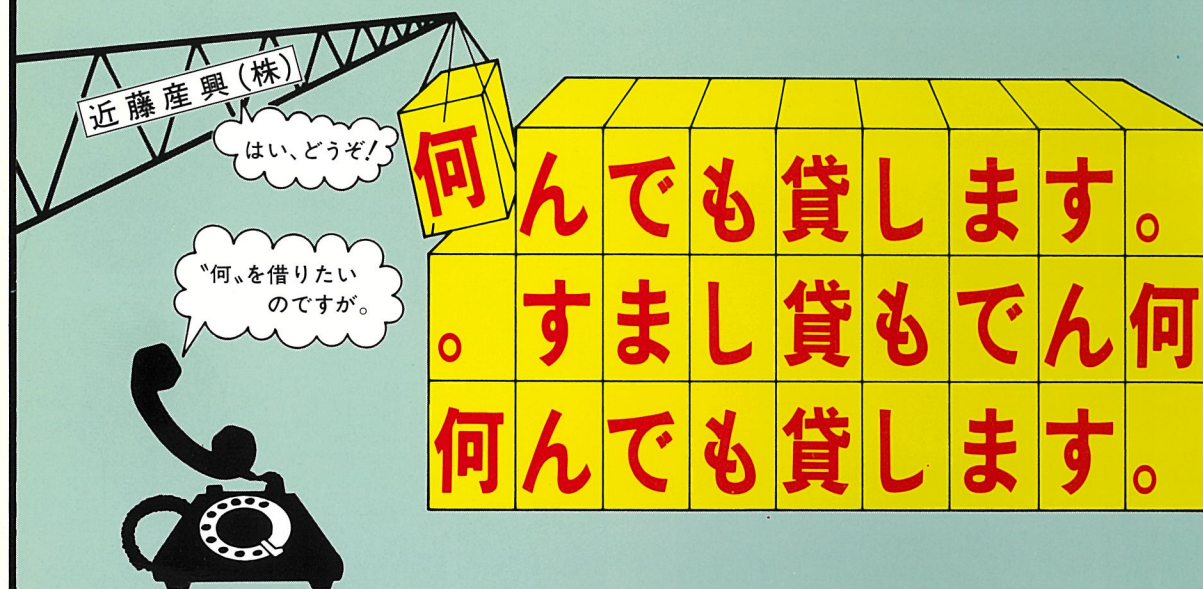
ボランティアと一体で地域奉仕清掃活動



社団法人

愛知県産業廃棄物協会

イベントを演出する
イベントを支える
ジェット機から茶碗まで
何んでも貸します。



何んでも貸します。
。すまし貸もでん何
何んでも貸します。

- イベント部門** ● 神事・式典用品 ● 運動会・盆踊り・祭り用品 ● 宴会用品 ● 演芸衣裳・指導
● 家具・家電用品
● 各種イベント用品・縫いぐるみ・紅白幕・テント・綿菓子・ポップコーン・たこ焼き・おでん
・焼きそば・氷機械・もちつき道具・屋台・仮装衣裳 ● 音響・映像用品 ● 選挙事務用品
● 宣伝カー ● 人力車
- リース部門** ● 電源車・発電機 ● 仮設機材 ● 仮設ハウス ● 建設機械・器具 ● 産業用機械 ●
事務所用什器備品 ● 冷房・暖房機器 ● 放送機材 ● コピー機 ● ドラフター ● レベル・トランシット
● 電話・FAX機 ● 土地建物

近藤産興(株)

名古屋市南区浜田町1-10 ☎ (052) 611-5561 (代)
FAX (052) 611-5826



収集運搬から
最終処分場まで
一貫したシステムを完備



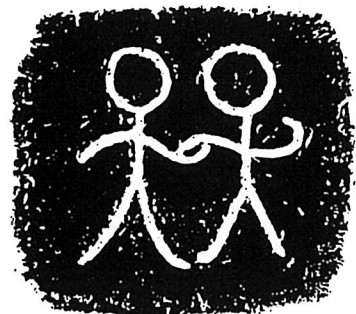
許可番号 58令環整第2-17号



宮川興業株式会社

〒446 愛知県安城市里町高根4-8 5
電話 <0566> 97-8890 (代)
ファクス <0566> 98-3513

豊橋支店
〒441-32 豊橋市西赤沢町字東浦14番4
電話 <0532> 23-1716



中国雲南省に住むモン族が、現在も使用している象形文字。「友だち」を表わす。

人間は伝えたいこと、たくさん。

佐川印刷株式会社

本社 京都府向日市森本町戊亥5番地の3 〒617
名古屋支店 名古屋市熱田区大宝3丁目2番11号愛三ビル大宝4F
TEL (052) 671-5231 (代表) FAX (052) 671-5234 〒456

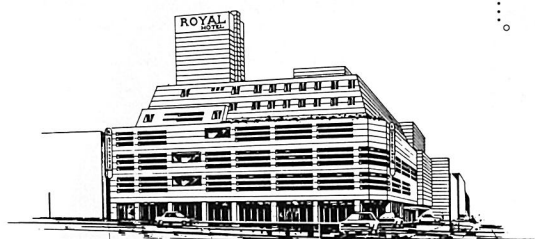


お座敷宴会など
たいせつな集いを安心して
おまかせいただけます。

名古屋栄、都心のホテル。
ゆとりある落ち着いた和洋会場。
ご満足いただける定評のお料理、
温かいところ配りのサービス……。
当ホテルは、総会、講演会、
セミナー、各種パーティーや
お座敷宴会など



宿泊、総会
セミナー、ご宴会
お食事



政府登録国際観光ホテル
ロイヤルホテル 弁天閣

〒460 名古屋市中区栄四丁目2-18 (中日ビル東100m)

☎(052)251-5211(代)

廃棄物の適正な処理に関する
法令・基準・資料を網羅！

**廃棄物処理
実務便覧**

厚生省生活衛生局水道環境部 編集
★A5判・加除式・全4巻・定価33,600円(千実費)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に
基づく関係諸法令、技術基準、資料等を事
項別に分類編集した使いやすい実務便覧。
特に基本法は逐条解説を施し、処理上の問
題点をわかりやすい問答形式で解説した。

リサイクルの実践的ノウハウが満載！
廃棄物減量化対策実践事例集

厚生省生活衛生局水道環境部 編集
★A5判・加除式・全1巻・定価8,190円(千実費)

環境公害を種類別に解説したハンドブック！
環境保全関係法令質疑応答集

環境庁内 環境保全関係法令研究会 編集
★A5判・加除式・全1巻・定価13,230円(千実費)

環境汚染物質の計量証明に必備の一冊！
環境計量実務便覧

通商産業省機械情報産業局計量行政室 監修
社団法人 日本環境測定分析協会 編集
★A5判・加除式・全2巻・定価16,380円(千実費)

※定価は税込みです。



第一法規

東海支社
〒461 名古屋市中区栄1-1-39
Tel. (052) 961-6821 Fax. (052) 951-7376

業務用 焼却炉

Dシリーズ

Dシリーズは安全で耐久性抜群、
しかも維持費がやすい
「無煙水冷式鋼板焼却炉」です。
一般雑芥から廃プラスチック類等の
高分子系廃棄物まで多種多様な
廃棄物の焼却に適応できます。
豊富な機種の中から廃棄物の種類、
形状あるいは発生量によって
最適な機種を選んでいただけます。
ダイオキシン抑制装置、自動投入装置、
廃熱利用装置など
多様なオプションも用意していますので
ご相談ください。

バリエーション
豊かな
Dシリーズ
DAタイプ
DCタイプ

**ダイオキシン
抑制に
対応**

DA-2500

■維持費が掛かりません

強制エアークラッシュ送風で焼却しますので、灯油等の補助燃料は一切いらす、ランニングコストが安くなります。

■混焼ができます

高分子系廃棄物から一般雑芥まで多種多様な廃棄物の混焼ができます。

■安全設計で安心

水冷ジャケット構造で断熱しますので、熱漏れの危険性はありません。断水時には自動的に送風機の運転が停止する安全設計になっています。

■熱エネルギーの再利用ができます

発生した熱量は温水として回収、暖房、風呂、洗濯などに利用でき、省エネに役立ちます。

Dシリーズの特徴

■無煙焼却

炉体内面の多数のエアーノズルから炉の中心に強制押し込み送風しますので、焼却物を完全に燃焼させ、廃ガスは無煙化、無臭化されます。

■耐久性は抜群

炉内の発熱量は二重鋼板製水冷ジャケットで吸収し、炉本体に負担がかからず、長期間使用できます。

■操作は簡単・安全

マッチで着火させ、あとは送風機のスイッチのON-OFF操作ですみ、安全で簡単に扱えます。

株式会社 **ダイセキプラント**

〒455-0027 名古屋市中区船見町1-86

TEL.052-611-6350 FAX.052-611-4022

焼却炉展示場

〒470-2201 愛知県知多郡阿久比町大字白沢字中曾根7-2

TEL.0569-48-8079

店頭登録企業

株式会社 **ダイセキ**

〒455-8505 名古屋市中区船見町1-86

TEL.052-611-6321(代) FAX.052-611-0160

焼却対象物

●高分子系廃棄物

ポリエチレン・ポリエステル・ポリプロピレン・ポリスチレン・ウレタン・メラミン・ユリア・ベークライト・スチロール・発泡スチロール・アクリル・ABS・FRP・フィルム・エポナイト・生ゴム・合成ゴム・タイヤ・廃油・塗料カス・油

●一般雑芥

紙クズ・木クズ・ダンボール・ウェス・その他

●塩ビ・揮発性可燃物は不可

営業品目

●各種環境プラント設計・施工 ●産業廃棄物処理 ●焼却炉
●脱臭装置 ●資源リサイクル ●排水処理装置 ●洗浄装置
●オイルメンテナンス

Daiseiki

快適な環境をつくる
無煙焼却炉。

Comfort, Living & Smell

「環境分析」から「におい」対策まで快適環境をトータルにご提案します。

快適な暮らしを考えると、「環境」に関する対策は不可欠です。私たち三協熱研は、この「環境」について測定・調査・分析、設備設計・施工から診断・対策までトータルに考える専門技術会社として快適な環境づくりに取り組みます。



分析・コンサルティング

環境測定
環境対策コンサルタント業務
成分分析・材料試験

＜検査項目＞
ダイオキシン類 測定・分析
排ガス測定
臭気測定
騒音・振動・低周波騒音測定
水分析
産業廃棄物分析
燃料分析

環境関連資機材

- ＜薬品＞
 - ・脱臭剤
 - ・凝集剤
 - ・油処理剤（中和剤）
 - ・各種特殊薬品
- ＜資材＞
 - ・オイルキャッチャー
 - ・オイルフェンス
 - ・騒音防止資材
- ＜機器装置＞
 - ・排ガス処理施設
 - ・排水処理施設
 - ・脱臭装置
 - ・排熱回収装置



三協熱研株式会社

〒462-0063 名古屋市北区丸新町453番地
TEL (052) 902-0007(代) FAX (052) 902-1010

濃度計量証明事業愛知県登録第285号
騒音計量証明事業愛知県登録第529号
振動計量証明事業愛知県登録第557号
臭気測定認定事業所(2種)第244(01)号
建築物空気環境測定業 県61空第1号
作業環境測定機関愛知労働基準局23-64
地下タンク 定期点検事業 第23015号
埋設配管 建設業(般8)第33068号(管)(機)(消)(電)

I N D E X

特集	講演「産業廃棄物界の展望」 ～米国の潮流を踏まえて～ アメリカ/サービスマスター社 寺坂信也氏	2
行政ニュース	産業廃棄物等に係る消防対策について 愛知県環境部廃棄物対策課	6
	産業廃棄物処理業の申請に当たっての申告書の様式の変更について 愛知県環境部廃棄物対策課	8
	豊田市の中核市移行に伴う産業廃棄物処理業に関する事務の取扱いについて 愛知県環境部廃棄物対策課	11
	廃棄物処理法改正のお知らせ 愛知県環境部廃棄物対策課	12
	産業廃棄物担当行政組織 平成10年度名簿一覧	15
協会ニュース	第13回 通常総会開催	16
	講演「産業廃棄物法の改正と産業廃棄物業界の将来について」 社団法人全国産業廃棄物連合会 鈴木勇吉氏	17
	大規模災害時における災害廃棄物処理等復旧活動支援対策規程の制定	18
	中部4県産業廃棄物不法処理防止合同会議開催	20
	平成10年度 厚生大臣認定各種講習会日程	21
	平成10年度 (社)愛産協新年交礼会開催	22
	98年度 法人税改正の概要	24
支部ニュース	各支部活動報告	26
青年部会ニュース	平成10年 新年会開催	31
	「むしばまれる地球、日本」をテーマに講演会開催	32
名人・達人 評判倶楽部	「男は強く」から空手道へ 中部保全(株) 専務取締役 近藤誠司氏	36
事務局だより	理事会報告	43
	委員会報告	44
	講習会報告	45
	会員名簿変更事項	46
	新規会員報告	47
▼COLUMN		
処分場あれこれ	20	
占・里・眼	30	
お天気図鑑	34	
法律相談	40	
Dr.チェック	42	
	●編集後記	48

講演「廃棄物処理業界の展望」

～米国環境産業の潮流を踏まえて～

アメリカ／サービスマスター社 寺坂 信也 氏



名古屋支部主催による講演会が去る2月18日名鉄グランドホテルにて行われました。内容等大変有意義なものでしたので今回特集として要約して掲載いたしました。なお、講演については(株)ダイセキのご協力をいただきました。

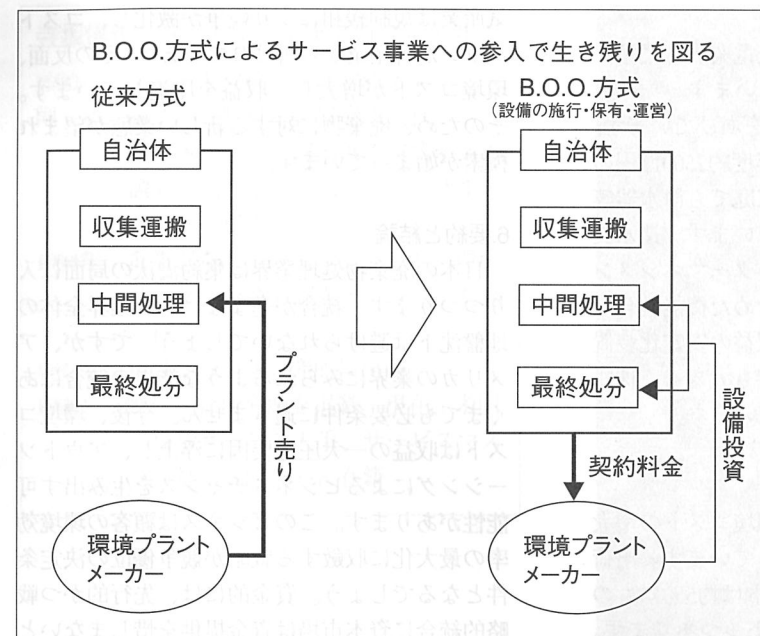
1.日本の廃棄物関連業界の現状

まず、焼却炉の受注単価及び総額をみてみると1987年から伸びだし、1994年をピークを迎えました。理由としては70年代後半から80年代にかけて1895件ある焼却炉の投資ブームがあり、その更新期に加えて5社から7社の寡占状態でサービス単価が高かったんですが、ここに大需要がやってきました。採算、利益率が20%以上あったのではないかと思います。ピーク時に6000億円あった売上も今後は半減すると予測しています。これは更新が終了するとともに環境問題が騒がれるようになり、参入社が増え熾烈な競争が始まり受注単価が下がり、その結果と

して10～20社程度は撤退するだろうとみています。メーカーも危機感を持ち、ビジネスのやり方を模索しています。

2.B.O.O.方式で廃棄物事業生き残りを図る

B.O.O.方式とはビルド・オン・オペレーティングのことで、従来のようにメーカーは自治体や産廃業界に環境プラントを売り込むのではなく、自分の設備で自前の金で投資を行い処理を行うということです。つまりプラントメーカー自体が廃棄物処理業者になることです。メーカー自体が自治体と契約をして、受注リスクを減らし、生産イコール消費者であることから機械単価を下げるができます。建設コストで考えると自治体が建設すると3割から4割の補助金がおってきます。民間が行うと逆に税金がかかります。今後債権化することでこのような面をクリアできればB.O.O.方式が日本でもメジャーになると思われます。アメリカを始めとす



る各国はすでにB.O.O.方式で行っています。また、コストダウンを図らねばアメリカの約5倍もかかる設備費用は、今後需要の見込まれるアジア地域の需給戦争に負けることは目にみえています。

3.統合への予兆がみえる

処理料金で考えるとこの5～6年じりじりと下がり、事業系廃棄物と建設系廃棄物でいえば20～30%ほど下がっているといわれます。21世紀を担うといわれ、大手の産廃業者においては、リサイクル、中間処理等に巨額の投資をしてきたものの処理料金の下落等により経営が悪化しています。株式会社市場でみても廃棄物業界を悲観的にみえています。

産業廃棄物の伸び率はGDPの成長以下になってきている等の理由で需要は成熟化してきているといえましょう。プラントメーカー自体や精練業界等の新規参入社が増えてきていること

で、今後価格低下があたりまえになってきます。そのためコストダウンを図らないと国際競争力の面から考えてみても認識が甘かったように思います。また、規制強化により自社設備・埋め立て費用などのコストがアップし企業でみるとかなり厳しくなっています。その結果としては統合が淘汰しかありません。淘汰というのは、産廃業者に頼まなくて自社内で処理を行ってしまうということです。統合というのは産業自体の効率化を進めてユーザーに対する交渉力を維持してい

くということです。本来は統合はかなり進んでいなければならないわけですが、やっと事例が出始めています。

4.アメリカの廃棄物処理業界の状況

かなり統合が進んでいまして、日本では約3万社あるといわれますがアメリカでは数年前は約5万社ありましたが約9000社に統合されました。最大手企業では一時期、年に600社程度統



「環境産業の発展と環境政策の展望」

環境政策の潮流を踏まえて

合してきたといえます。

80年代にブームだったゴミ発電業界も業績がかなり悪化して統合へ向かっています。

水処理の問題は今、一番注目をあびています。急成長を続けるこの業界は今年度約2500億円の売上を見込んでいます。一般家庭でも浄水器等により水自体の関心が高まっています。造水装置、排水装置、消耗品、ウォーターマネジメントサービスとメンテナンスも含めた機能統合を急速に進めています。また、収益の安定化装置としてのサービス事業への期待も大きく、株式の要求水準も高いものになっています。

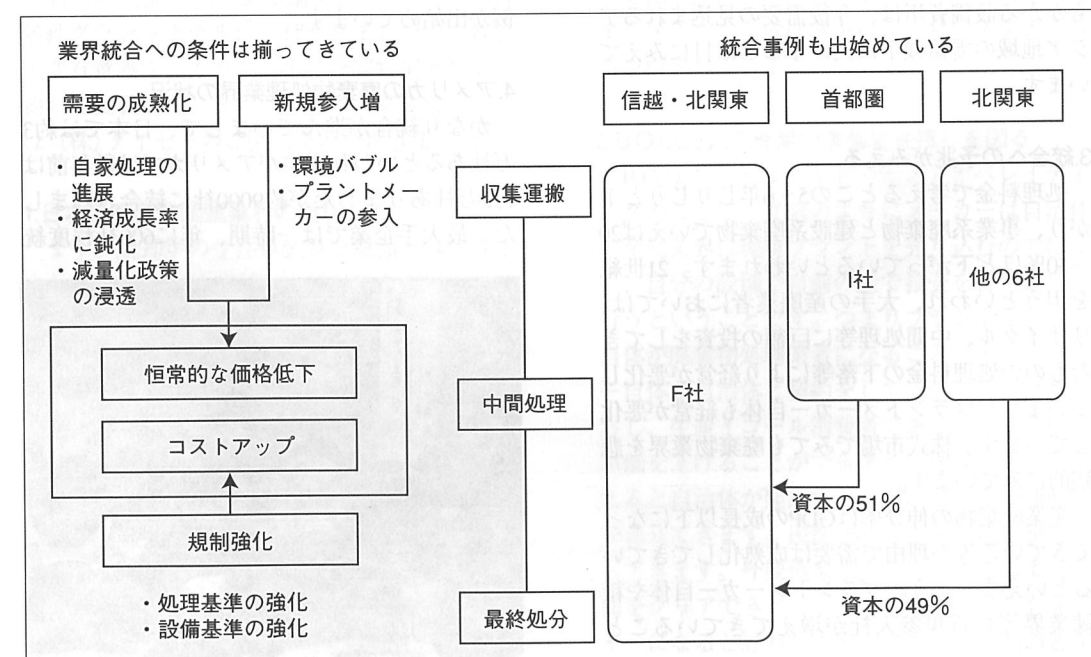
5.需要サイドの新たな潮流

生産業界に置いて、昨今の環境コストの増大は大きな収益圧迫の要因になっています。出荷額を100%とすると、環境コストは約5%にものほり、施設自身の更新期も迎えつつあります。また経済不況に伴う収益の悪化も要因になっています。特に日本のリーディング産業である電

気産業は規制緩和により競争が激化し、コストダウンが各産業から叫ばれています。その反面、環境コストが増大し、収益を圧迫しています。そのため、廃棄物に対する新しい業態が望まれ模索が始まっています。

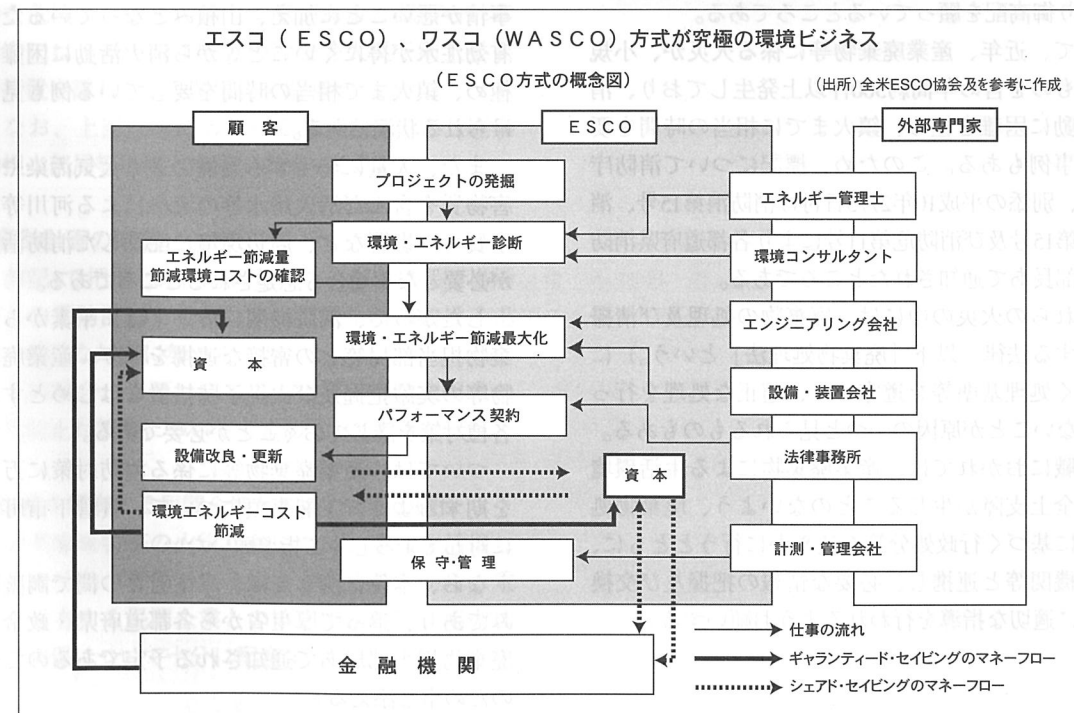
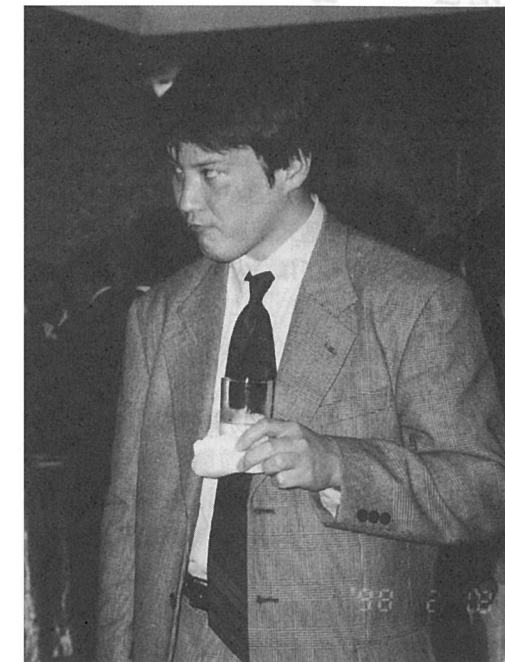
6.要約と結論

日本の廃棄物処理業界は集約淘汰の局面に入りつつあります。統合が進まなければ業界全体の地盤沈下は避けられないでしょう。ですが、アメリカの業界にみられるような業界の統合はあくまでも必要条件に過ぎません。今後、環境コストは収益の一大圧迫要因に浮上し、アウトソーシングによるビジネスチャンスを生み出す可能性があります。このビジネスは顧客の環境効率の最大化に収斂する戦略が競争優位の決定条件となるでしょう。資金的には、先行的かつ戦略的統合に資本市場は資金提供を惜しまないと考えます。いわゆる勝ち馬に乗るといえましよう。



寺坂信也(てらさかしんや)氏プロフィール

- 1990年 早稲田大学政治経済学部卒業
- 同年 株式会社野村総合研究所入社
経済調査部で、国内外の環境産業の調査、関連企業の調査・コンサルティングに従事。
- 1994年 企業調査部で、環境プラント、環境サービス企業の証券アナリスト業務に従事。
- 1997年 野村証券金融研究所に出向
- 1998年 野村総合研究所を退職。現在、米国の環境サービス大手、サービスマスター社(国際部)に在籍



産業廃棄物等に係る消防対策について

行政ニュース

愛知県環境部廃棄物対策課

厚生省から、産業廃棄物に係る火災について、適正な処理を行っていないことが、原因の1つと見られるものもあるとの、通知がありましたので、産業廃棄物の処理に当たっては、火災の発生防止に十分注意して下さい。

各都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

産業廃棄物等に係る消防対策について

産業廃棄物の適正処理の推進については、かねてより御高配を願っているところである。

さて、近年、産業廃棄物等に係る火災が、小規模なものを含め年間約500件以上発生しており、消火活動に困難を極め、鎮火までに相当の時間を要した事例もある。このため、標記について消防庁から、別添の平成10年2月5日付け消防消第15号、消防予第15号及び消防危第11号により各都道府県消防主管部長あて通知されたところである。

これらの火災の中には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく処理基準等を遵守せず、適正な処理を行っていないことが原因の一つと見られるものもある。

貴職におかれては、産業廃棄物による生活環境の保全上支障が生じることのないよう、廃棄物処理法に基づく行政処分等を速やかに行うとともに、消防機関等と連携し、必要な情報の把握及び交換並びに適切な指導を行われるようお願いする。

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長
消防庁予防課長
消防庁危険物規制課長

産業廃棄物等に係る消防対策について

産業廃棄物等に係る火災については、ここ数年小規模なものを含め年間500件前後が発生しており、平成9年中においても11月に岐阜県で大量に集積・保管された廃タイヤ・廃プラスチック等の火災が発生したところである。

特に、産業廃棄物等の火災においては、当該物件が集積・保管されている場所の道路事情や水利事情が悪いことに加え、山積みとなっているため有効注水が得にくいこと等から消火活動に困難を極め、鎮火まで相当の時間を要している例も見受けられる状況にある。

また、大量に発生する黒煙による大気汚染や有害物質を含んだ消火用水等の流出による河川等の水質への影響など、周辺環境に配慮した消防活動が必要となる場合も想定されるところである。

したがって、消防機関においては、平素から廃棄物担当部局等との密接な連携を図り、産業廃棄物等の実態把握及び火災予防措置をはじめとする各種対策を講じておくことが必要である。

については、産業廃棄物等に係る消防対策に万全を期するよう、下記事項について、貴管下市町村に対してよろしくご指導願いたい。

なお、本件に関しては、厚生省との間で調整済みであり、追って厚生省から各都道府県・政令市廃棄物担当部局あて通知される予定であるので念のため申し添える。

行政ニュース

記

1.産業廃棄物等保管場所の実態把握等

産業廃棄物等を大量に集積・保管等している場所（以下「保管場所」という。）で、出火した場合に消火が困難となることが予想され、火災予防のために特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局等との連携を密にし、その所在、廃棄物の種類及び量、関係者の有無、管理方法、消防活動上の障害等の情報を入手する等により、その実態把握に努めること。

この場合において、消防法令の適用があるものについては、その旨を関係者に認識させ、これを遵守するよう指導するとともに、具体的かつ現実的な危険又は消防活動上支障があると認められる場合には、産業廃棄物等の除去等火災予防上必要な措置を講じるよう関係者を指導すること。

なお、上記指導にあたっては、必要に応じ廃棄物担当部局等の協力を得て実施すること。

2.警防計画の策定

前記1で把握した内容に基づき、事前に保管場所ごとの警防計画を策定し、火災発生時における迅速・的確な対応に努めること。

この場合、必要に応じて河川等への消火用水の流出防止対策等についても定めておくこと。

3.重機を所有する民間企業との協力体制の確保

産業廃棄物等の火災においては、重機を活用した消火活動が有効となる場合があることから、重機を所有する民間企業との協定の締結等、協力体制の確保について十分に配慮すること。

4.その他

- (1) 産業廃棄物等の火災にあたっては、状況に応じ近隣市町村の応援を求める等、必要な消防力の早期集結に十分配慮すること。
- (2) 消火にあたって水質汚染等環境への影響が懸念される場合には、都道府県消防主管課の協力を求める等速やかに関係部局に連絡するとともに、相互に連携を図り、適切な消防活動に努めること。
- (3) 再生利用を目的として大量に集積・保管された廃自動車については、産業廃棄物に該当しない場合もあるが、平成9年中に富山県、大分県で相次いで大規模な火災が発生したところであり、これらについても上記に準じた対策を講じるよう努めること。

産業廃棄物処理業の申請に当たっての申告書の様式の変更について

産業廃棄物処理業に申請に当たっては、法律に基づく欠格要件に該当しない旨を記載した書類として、申告書を提出していただいておりますが、厚生省令が改正されたことにより、下記のとおり様式を変更しましたので、申請に当たっては注意してください。

行政ニュース

愛知県環境部廃棄物対策課

申 告 書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

印

下記のいずれにも該当しないことを申告します。

記

- 1.禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 2.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3.廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で定めるもの若しくはこれらの法令の基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条ノ2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4.廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3（第14条の3において準用する場合を含む。）若しくは第14条の6又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 5.その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6.営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から5までの一に該当するもの
- 7.法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から5までの一に該当する者のあるもの
- 8.個人で政令で定める使用人のうちに1から5までの一に該当する者のあるもの

行政ニュース

6に規定する法定代理人、7に規定する役員又は政令で定める使用人及び8に規定する政令で定める使用人は次のとおりです。

役 職 等	ふ り が な 氏 名	取 得 免 許 等 の 種 類 (厚生大臣認定講習等)	備 考

4に規定する相談役又は顧問等は次のとおりです。

役 職 等	ふ り が な 氏 名	住 所

(注) 法人に相談役又は顧問が置かれているときに記入すること。

備考

- 1.3に規定する政令で定める法令は、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律である。
- 刑法第204条、第206条、第208条、第208条ノ2、第222条又は第247条の罪は、それぞれ傷害罪、傷害現場助成罪、暴行罪、凶器準備集合・結集罪、脅迫罪、背任罪である。
- 2.7及び8に規定する政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である。
- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) (1) に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

行政ニュース

株主（出資者）構成

[illegible]

(注) 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときに記入すること。

豊田市の中核市移行に伴う産業廃棄物処理業等に関する
事務の取扱いについて

行政ニュース

去る平成10年3月17日付けの10廃対第102号で、愛知県環境部長から当協会会長あてに、愛知県知事の許可を受けている者に対し、別掲のとおり通知したので承知するようにとの通知がありました。

今回の豊田市に対する中核市の指定によって、平成10年4月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、愛知県知事の所管となっている事務が豊田市の区域については、豊田市長に委譲されました。

このため、これまで愛知県全域で産業廃棄物処理業を行う場合は、名古屋市を除く愛知県の区域については県知事の許可を、名古屋市の区域については名古屋市長の許可を必要としましたが、今回の豊田市の中核市指定に伴って、豊田市の区域については豊田市長の許可が必要になります。ただし、現在愛知県知事から受けている許可は平成10年4月1日以降は豊田市長が許可したものとみなされることになっています。

したがって、現在の許可期限が切れる前に、これまで愛知県知事に対して行っていた更新許可申請を、

○名古屋市と豊田市の区域を除く愛知県の区域に
ついては、愛知県知事に、

○豊田市の区域については、豊田市長に
対して行う必要がありますので、特にご注意ください。

(事務局)

(別掲)

愛知県産業廃棄物処理業者各位

愛知県環境部長

日ごろから、本県の廃棄物処理行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成10年4月1日から豊田市が中核市に移行することに伴って、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する許可等の権限が豊田市長に委譲されます。

現在、愛知県知事の処理業許可を受けている方は、そのまま更新の時までは豊田市長の許可があるとみなされ、豊田市内で営業することができます。

平成10年4月1日以降に変更申請や届出等をする場合には、別紙のとおり取り扱うこととなりますので、ご注意ください。

なお、名古屋市の取扱いは今までどおりです。

また、中核市移行に伴い、平成10年4月1日から、愛知県豊田保健所が愛知県足助保健所西加茂支所に変更されますが、建物は下記のとおり今までと同じです。

記

足助保健所西加茂支所連絡先

住所 豊田市錦町1丁目22番地1

電話 0565-31-1630

(連絡先 廃棄物対策課 産業廃棄物担当)

電話 052-961-2111 内線2564、2565)

豊田市の中核市移行に伴う事務手続について

平成10年4月1日以降の取扱いは次のとおりです。

1.豊田市内の営業について

(1) 平成10年3月31日までに愛知県知事（以下「知

行政ニュース

事」という)の処理業許可を受けている方は、4月1日から更新の時までは豊田市長(以下「市長」という)の許可があるとみなされ、同市内でも営業することができます。

なお、名古屋市については、従来どおりの取扱いです。

2. 処理業の更新について

- (1) 更新申請をされる方で、豊田市のみで営業される方は市長に、愛知県(豊田市を除く愛知県、以下同じ)で営業される方は知事に、愛知県全域(豊田市を含む愛知県、以下同じ)で営業される方は市長及び知事に、手続きを行ってください。
- (2) 許可の有効期限が平成10年6月30日までの方が、平成10年3月31日までに知事に更新申請を行えば、市長に更新申請を行う必要はありません。
したがって、許可の有効期限が平成10年7月1日以降の方は、平成10年4月1日以降に更新申請を上記(1)に従って行ってください。

3. 変更申請、各種届出等について

- (1) 更新の時までの間に、愛知県全域で営業される方が、変更申請等を行う場合には、市長及び知事の双方に手続きを行ってください。
- (2) 同様に豊田市又は愛知県の一方のみで営業される方が、変更申請等を行う場合には、それぞれ、市長又は知事に手続きを行ってください。

4.3のうち廃棄物処理施設の設置に伴う処理業の変更申請等について

- (1) 最終処分場、中間処理施設、積替え保管施設などの設置に伴って、処理業の変更申請等を

行う方は、設置場所が豊田市の場合は市長に、愛知県の場合は知事に手続きを行ってください。

5. 設置許可を要する廃棄物処理施設について

- (1) 廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設に関する事務は、設置場所が豊田市の場合は市長に、愛知県の場合は知事に手続きを行ってください。

6. 実績報告について

- (1) 平成9年度の業に係る収運・処分の実績報告書は、豊田市における実績を含めて、知事に提出して下さい。
- (2) 平成10年度以降については、豊田市の実績は市長へ、愛知県の実績は知事へ提出してください。

7. その他

- (1) 申請、届出等について不明な点は、愛知県の各保健所へお問い合わせください。

(参考) 平成10年4月1日以降最初の更新の日以降における手続先

あなたの営業区域	手続先
豊田市のみ	豊田市長
愛知県 (豊田市を除く)	愛知県知事
愛知県全域	愛知県知事及び 豊田市長

廃棄物処理法改正のお知らせ

行政ニュース

愛知県環境部廃棄物対策課

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)が平成9年6月18日に改正され、それに伴って政省令も改正されていますが、主な内容は次のとおりです。

なお、施行期日が異なっていますので、注意してください。

平成9年12月1日施行

○ミニ処分場

全ての最終処分場について法第15条に基づく設置許可が必要となりました。

○焼却施設のダイオキシン対策の強化

- ・設置許可が必要となる焼却施設の範囲が見直されました。
例：焼却施設(木くず等)処理能力
5トン/日→200kg/時間
- ・ダイオキシン類排出濃度の基準が定められました。
新設焼却炉 0.1~5ng/m³
既設の焼却炉 80ng/m³(平成10年12月1日~)
1~10ng/m³(平成14年12月1日~)
- ・その他、構造基準、維持管理基準が強化されました。

○野焼きの禁止

法の処理基準が改正され、焼却設備及び焼却方法に関する基準が次のように明確にされました。野焼きは行わないようにしてください。

- ・煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと
- ・煙突の先端から火災又は黒煙を出さないこと
- ・煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること

- ・空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく廃棄物が焼却できるものであること

平成9年12月17日施行

○罰則の強化

法に違反した場合の罰則が、強化されました。

○欠格要件の強化

- 法人の役員の欠格要件が次のように追加されました。欠格要件に該当しますと業の許可は受けることができなくなります。
- ・いわゆる「黒幕規定」により、相談役、顧問等のいかなる名称を有する者であるか問わず、法人に対し取締役等と同等の支配力を有していると認められる者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により罰金の刑に処せられた者で5年を経過しない者など

平成10年6月17日施行

○産業廃棄物処理施設の設置手続き

- ・法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請に当たっては、生活環境影響調査書の添付が義務付けられました。
 - ・このうち、最終処分場及び焼却施設を設置する場合には、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長等の意見聴取、専門家の意見聴取などの手続きが明確化されます。
- なお、これらの施設については、次のように申請手数料が変更となります。

行政ニュース

新規申請 120,000円→140,000円
変更申請 110,000円→130,000円

平成10年12月1日施行

○マニフェスト制度
産業廃棄物管理票が全ての産業廃棄物に適用
されます。

平成11年4月1日施行

○保管基準の強化
不法投棄まがいの不適な廃棄物の保管を防止
するため、次のように保管基準が強化されてい
ます。
・積替保管 搬出量の7日分
・処分のための保管 処理能力の14日分等
なお、愛知県では、「産業廃棄物の保管に関す
る指導マニュアル」を定め、廃棄物の保管に関
しては、運搬能力や処理能力の7日分と定めてい
ますので、廃棄物の保管量はできるだけ少なく
してください。

その他のお願い

○処理業の更新申請への通知
個別には通知しませんので、ご承知ください。
あなたの許可の有効期限を確認し、更新に係る
厚生大臣の認定講習会を受講し、有効期限の約2
ヶ月前に更新申請を行ってください。

[愛知県環境部廃棄物対策課 産業廃棄物担当
電話 052-961-2111 内線2565]

産業廃棄物担当行政組織 平成10年度名簿一覧

■愛知県環境部

役 職 名	氏 名
環 境 部 長	清 水 正 一
次 長	○佐 藤 誠一郎
技 監	塚 本 俊 児
廃棄物対策監	河 隈 孝 之
廃棄物対策課長	○宅 見 照 男
主 幹 (産業廃棄物)	○松 浦 巖
課長補佐 (産業廃棄物)	田 村 栄 一
課長補佐 警部 (監視)	森 下 研 次
課長補佐 (審 査)	○吉 川 勉
主任専門員 (適正処理)	額 額 重 行
主任専門員 (適正処理)	○馬 越 元 成
主 査	○山 田 篤 司
主 査	○沢 木 謙 男
主 査	○近 藤 行 宏

(保健所)	
保 健 所 名	所 長 (支所長)
豊 橋 保 健 所	寺 尾 允 宏
岡 崎 保 健 所	鈴 木 亮 而
一 宮 保 健 所	柏 俣 重 夫
瀬 戸 保 健 所	○宮 澤 孝 彦
豊 明 支 所	○(宮 澤 孝 彦)
半 田 保 健 所	伊 藤 正 夫
美 浜 支 所	丸 山 晋 二
春日井保健所	○小 野 正 男
小 牧 支 所	片 岡 博 喜
豊 川 保 健 所	大 重 頼三郎
蒲 郡 支 所	○池 田 修 平
津 島 保 健 所	○高 木 巖
刈 谷 保 健 所	松 本 忠 雄
安 城 保 健 所	伊 藤 求
西 尾 保 健 所	端 谷 毅
江 南 保 健 所	大 橋 陽 子
稲 沢 保 健 所	○澁 谷 いづみ
新 城 保 健 所	藤 岡 正 信
設 楽 支 所	増 井 恒 夫
知 多 保 健 所	向 山 昌 邦
師 勝 保 健 所	柴 田 和 顯
足 助 保 健 所	吉 田 京
西 加 茂 支 所	○若 杉 英 志
田 原 保 健 所	服 部 悟

■名古屋市環境事業局

役 職 名	氏 名
局 長	兵 頭 輝 敏
事 業 部 長	吉 村 正 義
廃棄物指導課長	○西 川 豊 年
指導第一係長	松 本 脩
指導第二係長	山 本 邦 昭

■豊田市環境部

役 職 名	氏 名
環 境 部 長	○市 川 勝 洋
環 境 部 次 長	○萩 原 恒 昌
廃棄物対策担当副参事	○津志田 征 英
廃棄物対策課長	○正 木 健 之
法務指導担当主幹	○徳 升 智 幸
廃棄物対策課副主幹	○福 岡 達 治
廃棄物対策課係長	○吉 見 匡 保

環境保全(衛生)課長	電 話 番 号
佐 野 愛 知	0532-45-6211
須 本 康 夫	0564-22-2501
○山 田 勉	0586-72-0321
鶴 田 益 清	0561-82-2196
○森 川 保 二	0562-92-9133
○鈴 木 広 司	0569-21-3341
後 藤 泰 夫	0569-82-0078
高 橋 邦 夫	0568-31-2188
○田 崎 弘太郎	0568-77-3241
井 上 健太郎	0533-86-3188
○佐々木 泰 尚	0533-69-3156
○米 沢 勝 之	0567-26-4137
安 藤 守 晴	0566-21-4778
原 田 明 郎	0566-75-7441
○加 藤 健 吾	0563-56-5241
○奥 村 俣 宏	0587-56-2157
陰 地 憲 男	0587-21-2251
福 嶋 淳 吉	05362-2-2203
井 野 仁	05366-2-0571
○林 清比古	0562-32-6211
杉 山 博 紀	0568-23-5811
○松 崎 泰 彦	0565-62-0019
○伊 藤 悟	0565-31-1630
清 水 郁 夫	05312-2-1238

(注) ○印は新任者

第13回 通常総会開催



去る3月26日(木)午後2時より名古屋国際会議場(名古屋市熱田区)において、社団法人愛知県産業廃棄物協会第13回通常総会が開催されました。出席者は333名(うち委任状出席255名)でした。

中嶋久夫副会長による開会宣言に続き、近藤成章会長より「環境についてマスコミが中心となり色々な面から騒がれています。産業廃棄物についてイメージアップを図り、協会の環境に対してのレベルアップ目指し、地域社会の方々からウエルカム産廃と言われるよう理想を高く持ち、活動していきたい。」との挨拶がありました。

引き続き議長選任に移りました。新美實副会長を議長に、中野弘理事、伊藤博之理事が議事録署名人に満場一致で選出され、議案の審理に入りました。

安井専務理事による「平成10年度事業計画案」と「平成10年度収支予算案」の朗読説明が行われました。「昨年より3段階に分けて施行される廃棄物処理法改正は、廃棄物に関して厳しい規制となっております。このため業界の社会的地位の確立を図る上で組織の強化を目指します。また、行政と緊密な連携をとり不適正処理防止に努めたい。全廃棄物に関しての電算化システムに対しては社団法人全国産業廃棄物連合会と連携し積極的に進めます。本年も会員皆様のご尽力を賜り協会事業を積極的に展開していきたい。」との言葉の後、意義なく承認されました。



増田昇理事により閉会の挨拶が述べられ、午後2時40分閉会しました。

休憩の後、午後3時より社団法人全国産業廃棄物連合会会長の鈴木勇吉氏による講演会が開催されました。

講演「廃棄物処理法の改正と産業廃棄物業界の将来について」

社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 鈴木勇吉氏



昨年朝日新聞の調べによると600近くの市町村が素掘りで生ゴミ等の処理を行っているそうです。我々業者から見ると不法投棄同様の処理をしています。今回の改正法によりまずとダイオキシン対策と

して100トン以上の量を24時間連続運転の焼却施設しか補助金を認めないということになりました。しかしそれだけの施設を大都市を除く3300もある市町村がゴミ処理を行うことは不可能です。そのため多くの自治体が集まり組合を作り焼却施設等を作らざるをえないわけです。しかしその場所となると自分の所には来て欲しくないということになってしまいます。

一般廃棄物の量は年間に約5000万トン以上、施設設備費用を除いた処理費用としては1兆4500億円以上かかっているといわれます。それに比べますと産業廃棄物は安いコストで処理をしているわけです。そこで各自治体に対して、国が施設を作り民間業者が運営するという互いに効率の良い、一般廃棄物も産業廃棄物も区別のない時代にむかう方向で申し入れをしているわけです。

●改正法の問題点

今度の改正はいままでの法律とは別個のものとするのではなく今の制度の範囲内での改正という事です。一般廃棄物と産業廃棄物や有料だから廃棄物でないという定義自体を変えていかなければならないと思います。有害物質を出さないという法律からスタートすべきではないかと考えます。時代の流れとして現行の法律自体を基本から変えざるをえないのではないかと思います。今回の改正法では適正処理の確保やリサイクルの今以上の促進になるかという議論になります。

昨年6月に国会を通過し、12月に罰則規定法が施行されることになり今年の6月に処分場あ

るいは処理施設等の設置手続きが定められます。その手続きのなかに環境アセスメントと情報公開、関係市町村の意見が求められ、この後、許可がおりることになります。県によっては高度な処理施設を判断できる人材が揃っているかという問題が出てきます。私個人としては国に対して県のスタッフ・学識経験者の能力をカバーできるような体制を作ってもらいたいと思います。

●全産業廃棄物に関する電子化システム

マニフェストは今ではペーパーで行ってありますが12月から全産業廃棄物に適用され、電子化システムが採用されることになります。情報処理センターにおいて一括処理を行うという方針ですが、連合会も今まで蓄積してきたノウハウを生かして、協力したいと思います。まずは、紙マニフェストは現在11種類にものばるものを2種類程度に簡略化し、4から6枚綴りにしていきたいと考えております。

●廃棄物処理の行方

「廃棄物の処理は静脈である」という言葉をよく使いますが、それならば生産という動脈と一緒になければならないと思います。生産の段階から廃棄物の処理の事を考えて、また費用的な事も考えていかなければならないのではないのでしょうか。

一昔前の公害問題から続いている、廃棄物をただ規制すればよいという考え方ではなく、生産と一体になった地球資源を出来るだけ消費しないようにし、また還元出来ないような化学物質を出来るだけきちんと処理するという事が基本であると思います。

あくまでも市場原理に則って、一つの産業として産業廃棄物という枠ではなく一般廃棄物を含めた廃棄物をリサイクルを含めて処理していくという社会システムにしていかなければならないし、最終的には住民の皆様と一体になって循環型社会にもっていかなければならないのではないかと思います。そのために皆様と一緒に頑張って色々努力をしていきたいと思っています。

大規模災害時における災害廃棄物処理等 復旧活動支援対策規程の制定

昨年12月24日に当協会と名古屋市との間で地震等大規模災害時に発生する廃棄物の撤去・収集・運搬及び処理・処分等の協力に関する協定を締結したのを受けて、当協会としてこの規程を制定しました。

すでに愛知県の地震災害対策計画の支援体制の中に当協会が組み込まれていますので、愛知県全域をカバーするものとなりました。会員の皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

大規模災害時における災害廃棄物処理等復旧
活動支援対策規程
社団法人愛知県産業廃棄物協会

副支部長
地区本部員 愛知県産業廃棄物協会
支部委員

(主旨)

第1条 この規程は、愛知県内に地震等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、愛知県及び名古屋市からの要請に基づき、本協会が、災害廃棄物の除去など災害復旧に協力し、県民の生活環境の保全に努めるために必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部の設置)

第2条 大規模災害が発生したときは、災害対策本部（以下「本部」という。）及び支部規程に定める各区域に、地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

2.本部は協会事務所に、地区本部は支部長の事業所に設置するものとする。

(組織)

第3条 本部及び地区本部の組織は別表1のとおりとする。

2.本部に事務局を置く。

(構成)

第4条 本部会議の構成は、次のとおりとする。

本部長 愛知県産業廃棄物協会 会長
副本部長 愛知県産業廃棄物協会 副会長・専務理事
本部員 愛知県産業廃棄物協会 常務理事・理事

2.地区本部会議の構成は、次のとおりとする。

地区本部長 愛知県産業廃棄物協会 支部長
地区副本部長 愛知県産業廃棄物協会 支部委員

(本部長及び支部本部長の任務)

第5条 本部長は、愛知県、名古屋市及び関係団体と連絡を保ちつつ、全般の指揮をとるものとする。

2.特に愛知県、名古屋市から、復旧について支援の要請があった場合は、ただちに支援体制をとるものとする。

3.地区本部長は、本部長からの指示により、地域の災害復旧についての指揮をとるものとする。

(本部会議及び地区本部会議)

第6条 本部長は重要な指示または総合調整を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

2.地区本部長は必要に応じて、地区本部会議を招集する。

(本部の業務)

第7条 本部は次の対策を実施する。

- (1) 関係行政機関及び関係団体との情報連絡を緊密にする。
- (2) 災害廃棄物の処理に協力するため、処理及び運搬の支援体制を整える。
- (3) 会員事業所の被災状況を把握する。
- (4) その他必要な対策を実施する。

2.本部に次の班を置き、本部長の指示により活動する。

- (1) 総務班
本部会議の運営
会議資料の作成及び決定事項の記録
関係行政機関及び関係団体等との情報受伝達、地区本部との連絡

(2) 情報班

地震等災害情報の収集・伝達

道路交通情報の収集・伝達

処理施設に関する情報の収集・伝達

(3) 資材等供給班

災害廃棄物処理のための要員・車両・

重機等の確保及び供給計画

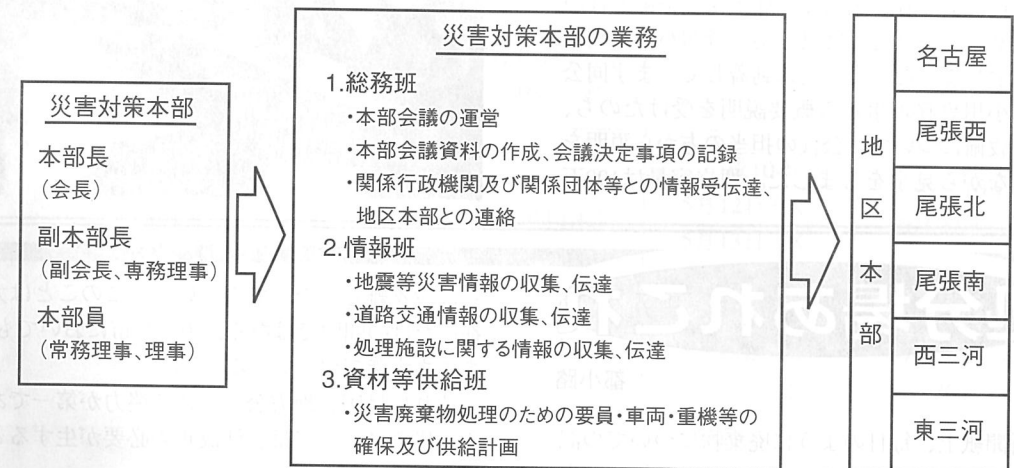
3.地区本部は、本部からの要請に応じて必要な対策を実施する。

(連絡体制)

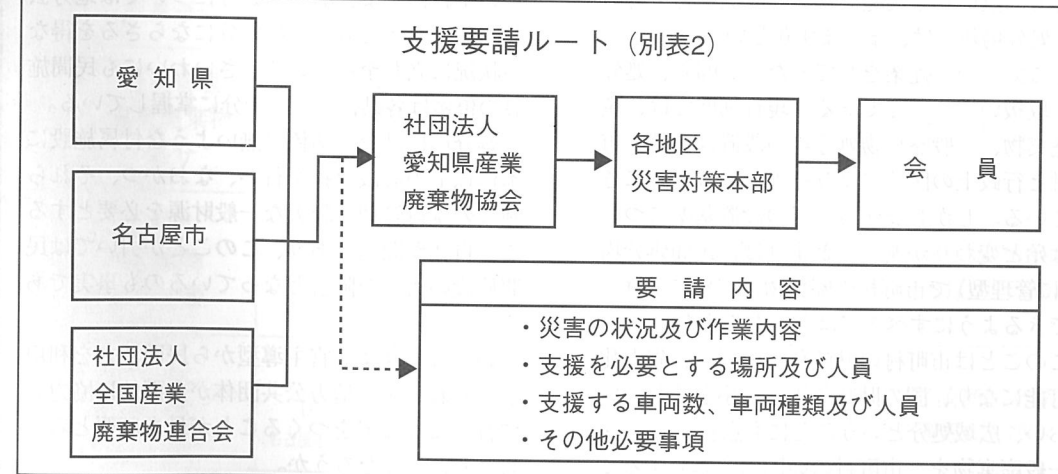
第8条 本部、地区本部、関係行政機関及び関係団体との連絡体制は別表2のとおりとする。

付 則 この規程は平成10年1月13日から施行する。

災害対策本部の組織図（別表1）



支援要請ルート（別表2）



中部4県産業廃棄物不法処理防止 合同会議開催

(社)全国産業廃棄物連合会中部地区協議会では、去る2月5日(木)名鉄グランドホテル「花月の間」において、中部4県の産業廃棄物不法処理防止連絡協議会構成員の方々に出席いただき、初の合同会議を開催しました。

会議では、各県の連絡協議会の活動現況を報告したのち、情報交換を行いました。

今後も共通の問題について協議を行っていくことを確認しました。

会議終了後、豊田市御船町地内の第三セクター方式による財団法人豊田加茂環境整備公社の管理型産業廃棄物最終処分場を貸切バスを利用し見学しました。処分場に到着して、まず同公社の小川専務理事から概要説明を受けたのち、施設設備について、公社の担当の方から説明を受けながら見学をしました。埋立容量は199万

m³(覆土を含む)。受入産業廃棄物の種類は、燃えがら、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、鋳さい、建設廃材、ばいじんで、有害物を除くものとし、受入区域は、豊田市、東西加茂郡地区としています。

将来に亘って各種の対策を講じ、環境保全を確保するとしています。



処分場あれこれ

都小路

新聞紙上、毎日のように廃棄物についての記事、論議等々が記載されている。処分場問題も例外では無い。産業廃棄物、一般廃棄物を含めて、処分場新設は、ますます難しい。

そこで一つの提案をしてみたい。即ち、処分場の取扱いについてである。現行制度では、産業廃棄物、一般廃棄物処分場の設置は、県、市町村と行政上の区分によりその取扱は明確にされている。しかしながら、その設置基準については殆ど変わりが無い。とすれば、民間処分場(特に管理型)で市町村の廃棄物が容易に受け入れできるようにすべきではないだろうか。

このことは市町村の財政負担の軽減、省力化が可能になり、国の財政負担をも小さくし、いきおい、広域処分ということにも意義が大きい。一般廃棄物を一市町村の範囲内で処分するこ

とは段々難しくなっている。このことは大都市だけの問題ではなく、中小都市においても、ますます深刻化している。

それには国、地方公共団体の協力が第一である。場合によっては、法改正の必要が生ずると思う。

いずれにせよ、廃棄物処分については地方公共団体と言えども、広域処分にならざるを得ない状況に立ち至っている。さいわいにも民間施設の優劣は各県において十分に掌握している。

処分場には全く関係の無いような付属施設に本体以上の財政負担を行い、なおかつ、それら施設の維持管理に膨大な一般財源を必要とすること自体が問題であり、このことが引いては民間施設の大きな障害となっているのも事実である。

いずれにせよ、官主導型から民間活力を利用し、それに国、地方公共団体が全面的に協力して行くような形をつくるのが最も肝要と考えられるがどうだろうか。

平成10年度 厚生大臣認定各種講習会開催日程

講習課程		愛知県	岐阜県	三重県	静岡県
新規許可講習会	産業廃棄物 収集運搬	平成10年 6月24日(水) ～25日(木) 12月9日(水) ～10日(木)	平成10年 9月29日(火) ～30日(水)	平成10年 8月4日(火) ～5日(水)	平成10年 11月11日(水) ～12日(木)
	産業廃棄物 処分			平成10年 7月7日(火) ～10日(金)	
	特別管理 産業廃棄物 収集運搬		平成10年 10月13日(火) ～16日(金)		
更新許可講習会	産業廃棄物 収集運搬	平成11年 1月27日(水) 1月29日(金) 1月30日(土)	平成10年 8月20日(木)	平成10年 5月12日(火) 5月13日(水)	平成10年 10月29日(木)
	産業廃棄物 処分	平成11年 1月27日(水) ～28日(木)		平成10年 5月13日(水) ～14日(木)	平成10年 10月29日(木) ～30日(金)
	特別管理 産業廃棄物 収集運搬	平成10年 11月26日(木)			平成10年 10月27日(火)
	特別管理 産業廃棄物 処分	平成10年 11月26日(木) ～27日(金)			平成10年 10月27日(火) ～28日(水)
特別管理 産業廃棄物 管理責任者		平成10年 5月26日(火) 12月11日(金)	平成10年 8月21日(金)	平成10年 7月22日(水)	平成10年 5月29日(金)
会 場		名古屋 国際会議場 (名古屋市中区熱田西町1-1)	岐阜県県民 ふれあい会館 (岐阜市藪田南5-14-53)	三重県 勤労者福祉会館 (津市栄町1-891)	静岡商工会議所 (静岡市黒金町20-8)

平成10年 (社) 愛知県産業廃棄物協会 新年交礼会開催



去る1月13日(火) 午後5時より熱田神宮会館(熱田区)において、平成10年社団法人愛知県産業廃棄物協会新年交礼会が盛大に行われました。出席者は例年をうまわる大勢の方々で広い会場も一杯になりました。

新美實副会長の力強い新年の挨拶と開会の辞ではじまり、近藤成章会長による「21世紀はまさに環境の世紀です。我々産廃業界が一丸となって社会に役立ていく時代がきました。厳しい時代ですがピンチを好機にかけてそれぞれの事業の発展に取り組んでほしい。」との挨拶につ

づいて清水正一愛知県環境部長からは「昨年11月に実施されました廃棄物の焼却処理に係る一斉立入指導における県内一斉パトロールの協力に関して協会員一同へのお礼とそれに対する行政指導の報告」があり、兵頭輝敏名古屋市環境事業局長からは「阪神大震災から3年が経過し、その教訓を生かして地震等大規模災害時における廃棄物処理のための協定が締結されたことへの感謝」が述べられました。つづいて高橋則行愛知県議会議員からは「厳しい時代ですが環境問題は重要で、本日出席の議員の皆様ともども



愛知県環境部長 清水正一氏



名古屋市環境事業局長 兵頭輝敏氏



愛知県議会議員 高橋則行氏

一緒に取り組んでいきます。また、この地域は中部国際空港、愛知万博と二大プロジェクトが動きはじめ、最もエネルギーな地域になります。21世紀は愛知県の時代です。大いにがんばりましょう。」との言葉がありました。来賓の行政関係者と議員の方々の紹介につづいて懇親会が行われました。

懇親会は立食スタイルで、それぞれうちとけて有意義な時を過ごし、今回は例年とは違いサンバのアトラクションが加わり楽しいリズムに乗っての懇親会となり、中嶋久夫副会長による閉会の辞で新年交礼会は幕を閉じました。



98年度法人税法改正の概要

項 目	現行の取扱い	98年度改正概要	施行時期（経過措置等）
税 率			
法人税	37.50%	34.50%	98年4月1日以降開始事業年度から適用
住民税	6.48%	5.96%	*なお左記の住民税率は標準税率を基に算定
実効税率	49.98%	46.36%	
収益計上			
長期請負工事	完成基準と工事進行基準は選択適用が可能	工事期間が2年以上、かつ請負金額50億円以上の長期請負工事には工事進行基準のみ適用可能	98年4月1日以降開始事業年度から適用 ただし2004年3月31日までの間に締結した請負契約については以下のように工事進行基準の適用となる請負工事金額を緩和する 98年4月1日～2001年3月31日契約分→150億円以上 98年4月1日～2004年3月31日契約分→100億円以上
割賦販売延払基準	入金額に応じて収益計上する方法（割賦基準または延払基準）も適用が可能	金利相当部分を除き、即売時に収益計上ただし賦払期間が2年以上などの要件を満たす場合には延払基準の適用が可能	98年4月1日以降の開始事業年度から適用
費用計上			
減価償却	①建物の減価償却の方法として、定率法と定額法の選択適用が可能 ②20万円未満の原価償却資産（小額減価償却資産）は支払時に損金算入が可能 ③機械装置、車両運搬具、工具機具備品、特許権実用新案権、意匠権または商標権については簡便償却が可能 ④営業権は任意償却が可能 ⑤ファイナンスリースに該当するリース取引の賃貸資産においても低率法の採用が可能	①新規取得建物の減価償却の方法は定額法に一体化し、耐用年数10%から20%程度短縮 ②損金算入が可能となる小額減価償却資産の取得価額基準を10万円未満に引き下げ、10万円以上20万円未満のものは3年間で償却を行う ③2分の1簡便償却制度を廃止 ④営業権は5年間で均等償却 ⑤ファイナンスリースに該当するリース取引の賃貸資産で、非居住者または外国法人の国外において行われる業務の用に供される資産の減価償却はリース期間定額法のみ適用	①定額法は98年4月1日以降の取得資産から適用し、耐用年数短縮は98年4月1日以降の開始事業年度から適用 ②98年4月1日以降の開始事業年度から適用 ③98年4月1日以降の開始事業年度から適用 ④98年4月1日以降の取得資産から適用 ⑤98年10月1日以降に終了したリース契約にかかる資産から適用
貸倒引当金	法定繰入率（業種に応じて0.3%～1.3%）と実績繰入率の選択適用が可能	法定繰入率を廃止する ただし中小法人について3年間は繰入限度額を16%増にする特例と現行の法定繰入率を適用	98年4月1日以降の開始事業年度から適用 ただし2002年まで以下法定繰入率が適用可能 1998年度 現行の約80% 1999年度 ♪ 約65% 2000年度 ♪ 約50% 2001年度 ♪ 約30% 2002年度 ♪ 約15%

項 目	現行の取扱い	98年度改正概要	施行時期（経過措置等）
賞与引当金	過去の賞与支給実績に基づき、引当金が設定可能	廃止	98年4月1日以降の開始事業年度から適用ただし2002年までは現行の損金算入限度額に対して以下のようにする経過措置がある 1998年度 6分の5までは損金算入可能 1999年度 6分の4 ♪ 2000年度 6分の3 ♪ 2001年度 6分の2 ♪ 2002年度 6分の1 ♪
退職給与引当金	期末要支給額（期末に全員退職したと仮定した場合に必要な金額）の40%を上限として引当てが可能	累積限度額を期末要支給額の40%から20%まで引き下げる	98年4月1日以降の開始事業年度から適用 ただし2002年までは累積限度額を期末要支給額に対して以下の率とする経過措置がある 1998年度 37% 1999年度 33% 2000年度 30% 2001年度 27% 2002年度 23%
製品・保証等引当金	建設業など一定の業種については、過去の実績または業績より製品保証に対する引当てが設定可能	廃止	98年4月1日以降の開始事業年度から適用 ただし2002年までは賞与引当金と同様の経過措置がある
交際費の損金不参入額	定額控除限度額（期末資本金額1000万円以下の法人については400万円、1000万円超5000万円以下の法人については300万円）内の交際費の10%は損金不算入	損金不算入割合を10%から20%に引き上げる	98年4月1日以降の開始事業年度から適用
役員の親族である使用人に対する給与	損金算入可能	過大な部分の給与については損金不算入	適用時期不明
役員報酬	適正額であれば損金算入可能	不正行為による支出損金不算入	適用時期不明
社債発行差金	繰延資産として任意償却	償還期間にわたり益金の額または損金の額に算入	適用時期不明
有価証券			
上場有価証券の評価方法	原価法（購入価額で評価する方法）と低価法（時価が下落した銘柄のみ時価で評価する方法）の選択適用が可能	切放低価法を廃止（洗替低価法の適用は可能）	98年4月1日以降の開始事業年度から適用
受取配当金の益金参入	配当は法人税を払った後の利益より分配されるので、法人税の二重課税を防ぐために、法人側では原則、受取配当のうち80%部分については非課税（一定の場合は全額非課税）	益金不算入の対象から、75%を越えて外国証券等で運用する証券投資信託からの収益の分配金を除く	98年4月1日以降の開始事業年度から適用
有価証券取引税	証券会社 投資家 株 券 等 0.12% 0.21% 転換社債等 0.06% 0.16% 国債証券等 0.01% 0.03%	税率を約2分の1にする	98年4月1日以降の有価証券譲歩から適用 なお99年末までに廃止する

名古屋支部

「廃棄物処理業界の展望」講演会開催

去る2月18日(水)名鉄グランドホテル(名古屋市中村区名駅)において、「産業廃棄物処理業界の展望—米国の潮流を踏まえて」と題して、講演会が開催されました。

川根武支部長から「業界に対して厳しい時代を踏まえて、会員全体の向上心を一層切磋琢磨してください」との挨拶があり、講演会に移りました。

講師には寺坂信也氏(アメリカ/サービスマスター社在籍)を招いて、米国の環境産業の背景と動向を踏まえた上で、廃棄物処理業界全体の展望について詳細なデータを基にビジネススライブされた講演会となりました。

寺坂信也氏は、野村総合研究所時代に国内外の環境産業の調査やコンサルティングをはじめ、環境サービス企業の証券アナリスト業務に従事し、その実績と能力を生かして現在は米国の環境サービス大手のサービスマスター社の国際部に在籍。環境産業をマーケットの視点で一貫して見つめてきた見識豊富な人。

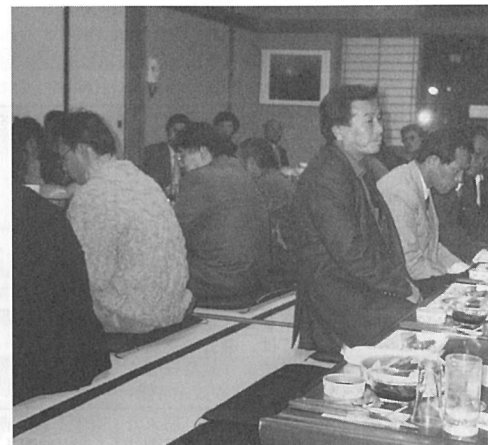
日本の廃棄物関連業界の厳しい現状をソフトな口調ながらサバイバルな時代へ鋭く切り込んだ話もあり、詳しいデータと動向については特集ページで講演内容をまとめました。

講演会に続いて懇親会に移り、講師の寺坂氏を囲んで、和やかに歓談の一時を過ごしました。



東三河支部

新年恒例懇親会開催



去る1月28日(水)午後7時よりスエヒロ(豊橋市花田町)において、東三河支部の新年恒例懇親会が開かれました。33社36名のほぼ全員が集まり、事務局からは安井専務理事が来賓として出席しました。

開会の辞に続いて豊田能史支部長が挨拶され「豊橋を中心に色々な事件が報道されていますが、我々協会員は適正処理の推進に一層力を入れ、何をすべきかを明確に示していかなければなりません」と会員皆様に激励し、続いて安井専務理事からは「昨年11月に行われた不法投棄撤去作業、県内一斉パトロールでは会員皆様にご協力いただきお礼申し上げます。産業廃棄物は今後も多くの問題が山積みになっています。積極的な支部活動には日頃から感謝申し上げておりますが、事務局としても出来るだけのバックアップを惜しみませんので、適正処理に一層のご尽力を賜われますようお願い申し上げます」との祝辞があり、乾杯に続いて懇親会へと移りました。会員同士楽しく語り合い、それぞれが懇親を深める一時を過ごしました。

西三河支部

豊田市の中核市移行、ならびに法改正に伴う説明会開催

去る2月9日(月)愛知県豊田市勤労会館会議室において、4月1日より豊田市の中核市の移行に伴い、許可申請や名義の変更、更新などの事務手続等の変更があるため、西三河支部では豊田市と県豊田保健所の方を招いて説明会を開催しました。直接仕事に関係する説明会という事もある支部会員全員が出席、他の支部からの問い合わせも数多くあり、会場ではイスが足りない状態でした。

豊田保健所からは環境保全課課長補佐の田口氏、専門員の天野氏、豊田市環境保全課からは課長の調氏、萩原氏、吉見氏、福岡氏が出席され、愛知県環境部廃棄物対策課からも主任専門員の小塩氏、主査の神谷氏が出席され、協会からは安井専務理事が出席しました。

今回の説明会では、許可については更新時までは変更等の手続はなく、営業上はなんら問題ないとのことでした。

なお、豊田市が中核市移行することに伴う許可に関する権限の委譲については、3月17日付けで愛知県環境部廃棄物対策課から詳細が

発表されましたので行政ニュース11・12ページに掲載しました。

また、説明会では平成8年度、9年度に実施された立入一斉パトロールについての野焼き、不法投棄の実態報告がされ、平成9年度は4件(うち3件が許可事業者)の改善勧告を行い、今後も行政処分を徹底させていく方針とのことでした。

続いて、愛知県環境部廃棄物対策課主任専門員の小塩氏から、平成9年6月18日の法改正と12月10日の一部改正の内容等についての説明がありました。

特にいま緊急課題となっているダイオキシンについて施設設置資金融資制度の母体であるJEC環境事業団(東京都千代田区霞ヶ関1-4-1日土地ビル TEL.03-5251-1046(ダイヤルイン))の概要と予算規模の動向についての説明と資料提供がありました。



ダイオキシン対策促進融資条件表(平成10年1月9日現在)

融資対象施設	対象者	融資比率(融資割合)	返済期間	元金の据置期間	利率	
					当初3年間	4年目以降
共同公害防止施設	中小企業	90%以内	機械又は装置15年以内 その他のもの20年以内	機械又は装置2年以内 その他のもの3年以内	2.20%	
	地方公共団体 大企業	70%以内			2.30%	2.40%
個別公害防止施設	中小企業	90%以内	15年以内	2年以内	2.20%	
	地方公共団体 大企業	50%以内	15年以内	2年以内	2.40%	
地方公共団体又は産業廃棄物処理業者の設置する産業廃棄物処理施設	地方公共団体	90%以内	機械又は装置15年以内 その他のもの20年以内	機械又は装置2年以内 その他のもの3年以内	2.20%	
	センター	90%以内	15年以内	2年以内※	2.20%	
	第3セクター	90%以内	15年以内	2年以内※	2.20%	
	中小企業 大企業	90%以内 50%以内	15年以内 15年以内	2年以内 2年以内	2.20%	2.40% 2.50%

※事業団が必要と認める場合は、「3年以内」になります。

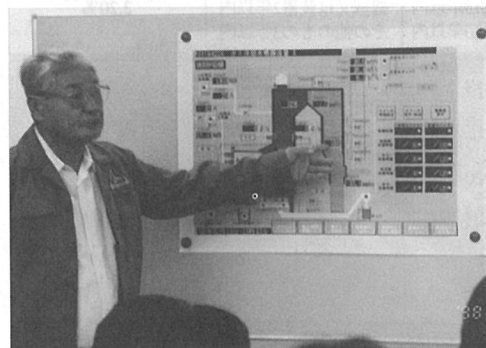
尾張南支部

大府衛生(株) 東浦工場新大型
焼却プラント施設見学会

ダイオキシンを含めた法改正以後、焼却設備への取り組みが業界全体の大きな問題になっています。

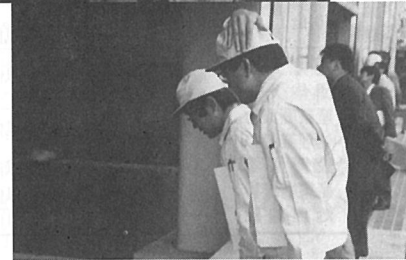
そんな中、去る3月20日(金)尾張南支部では、焼却設備のひとつのモデルプラントともいえる大府衛生株式会社東浦工場新大型焼却プラント(愛知県知多郡東浦町大字森岡字外新切27-1)の施設見学会を実施しました。参加者は26名でした。

当焼却プラントは、2月25日に竣工式をおえ、1日100トンの焼却処理能力をもつ文字通り大型施設で、炉の温度は1100度に設定してありダイオキシン等の対策は全てクリアされ、ばいじん、SO_x、NO_x、HCl等の公害抑止にも十



分配慮されています。施設内から出る排水は焼却設備内で再利用し、場外へ排水を出さないクローズドシステムとなっています。一般廃棄物、産業廃棄物、医療廃棄物をひとつの炉で同時に焼却する、業界ではじめての施設の完成です。

工場見学に先だち、安井専務理事が「業界が厳しい時期を迎えているがなおかつ、適正処理への積極的な取り組みが今後とも一層重要である」との挨拶に続き、相木邦昭社長から当施設建設の経緯と適正処理への取り組みへの意欲が語られ、本田次長から当施設のフローチャートをもとに「ロータリーキルン炉+ストーカー炉で廃プラスチック類等の可燃物や、動植物性残渣、有機汚泥等の多様な廃棄物を一括して効率良く処理します。」との説明がありました。続いて施設内部の見学に移り、約1時間かけて廃棄物ピット、大型ロータリーキルン炉と焼却炉全体、中央操作室、廃ガス処理装置などプラント全体の見学を終え、現地解散しました。

地元ボランティアグループと一体
で地域奉仕清掃活動

去る2月14日(土)に地元半田市のボランティアグループ3Hクラブ(山口チトセ代表/愛知県半田市瑞穂町4-5-8)が毎年行っているグリーン活動に協力する形で、地域奉仕清掃活動を実施しました。

清掃場所となった親池(半田市清城町)は半田市民の憩いの森として親しまれている雁宿公園に隣接した桜並木がきれいなところ。



午前9時30分、親池と接する雁宿小学校に児童・PTA・先生に地元住民・市職員・3Hクラブ・当協会員ら総勢200名を超す人々が集合。ゴミ袋を片手に全員が池の周りにおいて、清掃活動が開始されました。竹内弘半田市長をはじめ環境経済課・環境課・建設課などの市職員も10名近く参加され、当協会からは支部会員10数名と(有)共同輸送、(株)上野清掃社の協力でパッカー車などの運搬車両も加わり、大がかりな清掃活動となりました。

児童らは主に空缶やゴミ拾いを中心に行い、大人は池周囲に伸びたアシの草刈りと集まったゴミの収集にあたりました。大勢が参加したこともあって、スピーディに片づき、ほぼ午前中で親池はみるみるうちにきれいになり、清掃作業は完了しました。

<協会参加会員>

(株)上野清掃社 久栄運輸(資)
協材碎石(株) (有)共同輸送
豊田ケミカルエンジニアリング(株)
(株)日誠 (株)野間砂鋳業所



3Hクラブは地元のクリーン活動に9年前から取り組み、天然石礫の普及や自然保護など多彩な活動をつづけ、地元のみならず広く知られている団体です。今回の清掃奉仕活動は今年で3回目を迎えました。山口チトセ代表に今回の清掃作業の意義について「ゴミへの関心は3年前にこの親池を見たときにこれではいけないと気がつきました。3年前は、池というよりまるでゴミ捨て場同然でした。住民の方も無造作にゴミを捨てていた感じです。清掃活動を通して、住民の間にもゴミへの意識が高まり、捨てる人も本当に少なくなり、池の自然がこんなに早く改善されたのは大きな喜びです。また今回のように愛知県産業廃棄物協会の方々にも協力していただき、こうした活動がより広がったことについて感謝しています」と今回の成果についてお話を伺いました。



山口チトセ代表

また竹内半田市長は、特に環境問題については長い間行政のテーマとして取り組んでおられ、「私は市長を20年間にわたって続けていますが、市長のやる仕事は、ゴミとフンと水の処理、これをしっかりやるのが市長の仕事と考え取り組んできました。市民活動の基本である環境の3本柱を整備していくことが快適な町を創り、地球環境を守る



竹内弘半田市長

ことにつながっていくと思います。そのためにみんなの知恵と力をつにつけていく。それが私の市長としての仕事です」と語り、清掃作業の終りまで現場で見守っていらっしゃいました。

占里眼

SENRIGAN-MAGGY

「易占い」

（マギー相談室主宰）
マギー



決断することは、簡単なようで意外に難しい。そう感じている人は多いのではないだろうか。

イエスかノーか、白か黒か、回答は二者択一なのに、判断がなかなかつかないものだ。今決断すべきなのか？もっと他の方法があるのではないだろうか？うまくいくだろうか？どんなリスクがあるのか？など考えたらキリがない。

しかもトップになればなるほど、決断に際してさまざまな方法を試みている。逆に、人にアドバイスを求める場面は少なくなる。自分自身に決断が委ねられる分、トップとは孤独な存在でもある。

ゆえにトップに立つ人ほど、決断に際してさまざまな方法を試みている。心を無にしてシャープな決断力を養うべく精神修養に努める人もいれば、何か別の方法で決断しようとする人もいる。占いに関心を示す人も。とはいえ、やみくもに占いにすがるのは、自分の決断が正しいのか、それを計る材料にしているのである。

特に、儒教のひとつ「易経」に関心を示すトップは多い。

「易経」には、自然界の流れを順番に表現した短い句が載っている。全部で三百八十四編、それぞれに意味がある。

自然界の流れにあてはめると、自分がどの位置にいるのか、それを知るための解説書が易経であり、その方法を易占いと呼ぶ。易占いは、筮竹という細長い竹棒を五十本使い、その瞬間の、偶発的に選ばれた句に注目するもの。自然界の流れの意図する部分が、句にこめられているというわけだ。

以前、三重県鳥羽市にある真珠博物館を訪れたら、その片隅に、御木本幸

吉氏が愛用していたとされる筮竹がちょこんと置かれていた。真珠養殖に人生を賭けた彼にふさわしい遺品といえるだろう。

彼がおこなっていた方法は、筮竹を使う本格的なものだが、筮竹を使わない略式の方法もある。もっともシンプルなのが、同一の小銭二枚を使う「銭占」である。

「銭占」は、小銭の表が出たか裏が出たのかによって判断する方法で、小銭二枚を両手ではさみ、「〇〇に関してその判断は正しいのか？」と念じながら、両手の中で小銭をよく振り、小銭二枚を縦に並べて判断する。

小銭は、日本国と書いてあるのが表で、数字の書いてあるのが裏とし、二枚とも表か、あるいは、二枚の小銭が上から裏表なら、その判断は正しい、となる。

逆に二枚とも裏になったり、二枚の小銭が上から表裏になるときは、その判断は正しくない、となる。

銭占は、筮竹と異なり、回答はシンプルだが、小銭二枚さえあれば即座に占うことができるのが強みである。決断に際しての判断材料として、ご参考まで。

PROFILE

マギー

（有）マギー相談室 代表取締役。
幼少より各地の占術家に師事、東洋／西洋の占術に精通し、神秘術、心理学研究にも力を注ぐ名古屋出身の女性占術家。雑誌の連載や執筆活動、ラジオのレギュラー番組を数多く持つなど、多岐にわたって活躍中。近著に『誕生日物語 366』などがある。著書多数。米国占星学者連盟永久会員。

「若返りと人材育成を積極的に推進」 平成10年 新年会開催

青年部会1月例会



青年部会1月例会として、新年会が去る1月23日（金）吉良温泉（吉良館／愛知県幡豆郡吉良町）で、午後7時より青年部会会員21名（3名欠席）が出席して1泊の日程で開催されました。

今回の主旨は、新しい年への抱負を時間をとってゆっくり語り合うということで、温泉においての1泊行事となりました。

田口正信会長の挨拶に続いて田中龍博氏の音頭で乾杯し、和気あいあいの楽しい新年会のひとときが始まりました。

今年の抱負について田口会長に伺いました。「今年は青年部会にもっともっと若い人に参加してもらい、積極的に若返りと人材の育成に力を入れていきたい。また、他府県との交流会も多いに推進し、情報交換や活動の幅を広げたい。なかでも特に全産連においての青年部会事業がありますので、こうした事業活動にも積極的に協力し、全国規模でも何か出来ること

があると思うので、今後とも広がりをもって取り組んで行こうと思います。青年部会の事業活動の内容については、4月に開かれる総会で発表されますので今はまだ準備段階です。」という語っていただきました。

2時間程の新年会でしたが、会員同士お互いに料理を囲んでくつろいだ雰囲気です。楽しい一時を過ごしました。



「むしばまれる地球、日本」を テーマに講演会開催

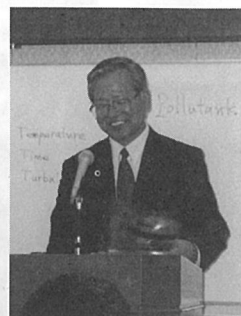
青年部会3月例会

さる3月27日(金)午後4時より、東京第一ホテル錦において青年部会3月例会が開催されました。当日は、講師に円城寺英夫氏を迎え、「むしばまれる地球、日本」というテーマでの講演が行われました。講演内容は、昨今注目を集めている「ダイオキシンについて」のもので、参加者が熱心に聞き入る注目度の高い講演会となりました。

引き続き6時から、同ホテルにおいて、懇親会も開催され、和やかな交流のうちに会を閉じました。

《講師 円城寺英夫氏プロフィール》

1938年 東京都生まれ
1962年 東京大学工学部 卒業
1962年 三菱油化(株)入社 研究、開発、製造部門を経験
1991年 (株)アクトリサーチ出向
現在 (株)アクトリサーチ代表取締役 社長
資格：環境計量士、中小企業診断士(予定)、ISO9000審査員(予定)
※(株)アクトリサーチは三菱化学(株)の100%



子会社 従業員105人
環境測定・分析・アセスメントの他に機器分析などを手がける。

《講演要旨》

●ダイオキシンとは
ダイオキシンと呼ばれる化合物は、数多く

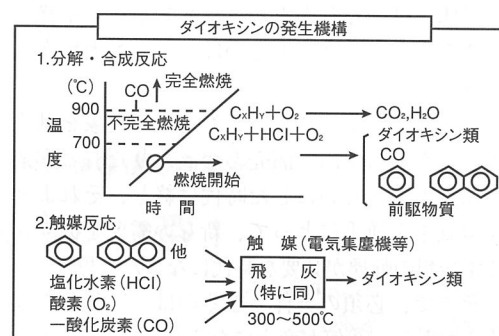
あり、その毒性はそれぞれに異なりますが、いずれも急性毒性で合成化合物中、最も毒性が強いとされています。物理的性状は無色結晶で、融点は305~306℃と高く、耐容1日摂取量の上限値は、1996年の厚生省、1990年のWHOの調べによると、TDI=10 (pg/kg体重/日)となっています。

●ダイオキシンの発生源

日本におけるダイオキシン類の発生源は、都市ゴミ焼却による3,100~7,400 (gTEQ/Y)が最も多く、日本全体で1年間に発生した量は、わずか4kg~8kgですが、その毒性の強さからすると、十分に多い量といえます。

人間が体内に取り込むダイオキシンの約90%は、食べ物からの摂取によるもので、空中からの摂取は約10%。ダイオキシンは水にとけにくいので、水中のダイオキシンを体内に取り込む魚介類が、最もダイオキシン類摂取量の多い食品となっています。

●ダイオキシンの発生機構



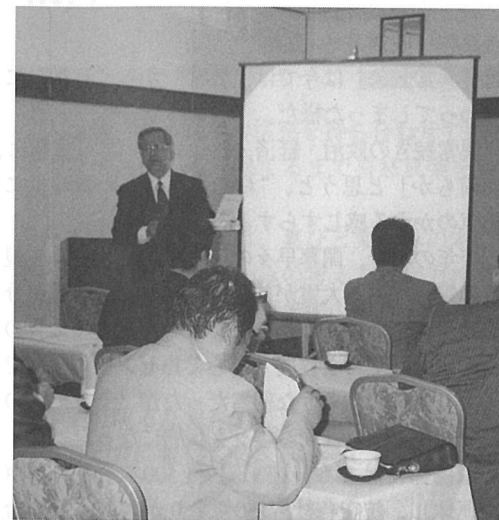
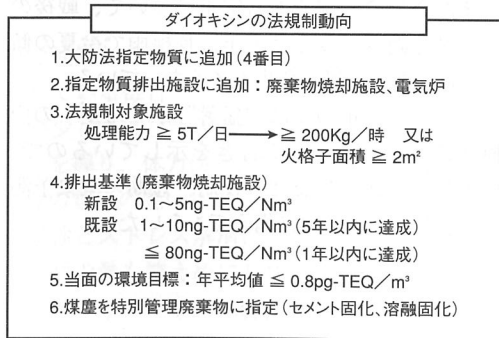
●焼却炉燃焼条件とダイオキシン発生量

ダイオキシンをなくす3T

- ①Temperature (温度)
- ②Time (時間)
- ③Turbulence (攪乱) → 十分な空気

ごみ焼却過程におけるダイオキシン類の生成機構は、燃焼過程で10%、集塵室において90%となっています。

●法規制の動向



●廃棄物焼却施設の維持管理基準

- 廃棄物焼却施設の維持管理基準
1. 完全焼却
 - ① 廃棄物の均一化と燃焼速度の安定化
 - ② 燃焼温度 ≥ 800℃
 - ③ 炉の立上げ時間の短縮
 - ④ 焼却灰中の未燃分 ≤ 10%
 2. 排ガス処理
 - ① 集塵機入口温度 ≤ 200℃
 - ② 排ガス処理設備の定期的清掃(酸化銅、酸化鉄が触媒の働き)
 3. 排ガス測定等
 - ① 一酸化炭素濃度 ≤ 100ppm
 - ② 連続測定(燃焼室・排ガス温度、一酸化炭素濃度)
 - ③ ダイオキシン濃度測定：年1回
 4. 煤塵、焼却灰を分離して貯留



異常気象にご用心!

株式会社ウェザーニューズ名古屋
代表取締役 高梨生馬

お天気 凶鑑

「異常気象」は今では“異常”から“日常”に変わってしまった様だ。

異常続きの政治・経済・社会に続いて「気象よ、お前もか」と思うと、“お先真っ暗”の御時世に拍車のかかる感じすらする。

今年の場合、開幕早々の正月にエルニーニョ現象の影響による大雪が首都圏に降り、お屠蘇気分の残っている多くの人達を驚かせた。豪雪地帯の人達には「そんな程度（都心で13センチ）の雪で…?」と言われそうな積雪だったが、それだけの雪で首都・東京は大パニック状態になった。

JR関係だけでも、在来線で1,500本余りの列車が運休し、航空各社も150便余りが欠航、双方合わせて200万人以上の“足”に影響が出た。こればかりでなく道路を歩いている人の中には、滑って転んで大ケガをする人さえあらわれ、電車は脱線するわ、自動車はスリップ事故で大渋滞するわで、未来都市を標榜する東京の持つモロさを見せつけられた。

政財界で異常な事件が続発する中で、“異常気象、異常気象”と新聞・テレビなどに連呼されては、情ない気持ちに滅入ってしまう。

しかし、平常の落ち着きを取り戻した今になって今一度、あの大雪の時を振り返ってみると、大騒ぎを引き起こした、その裏側で“大雪による特別の需要”が増え、思わぬ商売をした業界が見えて来るのである。

電力・ガスなどの基幹産業もその一つである。冷たい雪の降る日は、誰しものが家に帰って風呂で温まり、暖房のきいた部屋で鍋料理をつつきながら熱燗の酒を飲みたくなる。そうなれば当然、暖房・給湯の需要はウナギ登りに増える事になる。あの大雪で、東京電力・東京ガスともに、冬期としては過去最大の供給量を記録している。

建設省の管理する国道では、除雪作業に4,000人の作業員が動員された。ブルドーザーなどの重機のリース料も含めて、かかった費用はざっと7

億5,000万円。この所、公共事業の受注が減少気味だった土木関係業者にとっては、思わぬ“恵みの雪”の恩恵に預かった事になる。

この外、タイヤチェーン、スタッドレスタイヤ、それに女性用の防水加工ブーツが普段の10倍から60倍以上も売れたのをはじめ、JR・私鉄の運休を見越した人々がビジネスホテルや終夜営業のカラオケ店へ押しかけ、どこも大繁盛となった。

この異常気象“特需”とも言える現象を見ると、今や「雪や雨で商売あがったりだ」と営業不振を天気の子にした時代は終り、それより異常気象を逆手にとって、新しい需要を掘り起こす発想の転換が必要な時代になったと思う。

そこで、必須の条件となるのは、①気象の変化をつかみ、②何が商売になるかを予知する事。

そうなると、今年のこれからの天気が気になるが、当分はエルニーニョ現象に左右され“暖冬”から“暖春”へと推移するらしい。

南米・ペルー沖の南太平洋海域の水温が上昇するエルニーニョ現象は、昨年春に発生した後、今世紀最大規模の大きさに成長している。今の所、これから夏にかけて終息の時期を迎えるものと見られているが、その時期が遅れると“長梅雨、冷夏”が心配されるし、逆に早まると“早い梅雨明け”と西日本を中心に“猛暑の夏”を迎える事になる。

また今年の干支である寅年について、戦後のデータを調べてみると寅年は長梅雨で冷夏の傾向が目立ち、台風の発生も多くなっている。

どうも、今年の夏は“猛暑”か“冷夏”の両極端に分かれそうな雲行きを示しているの、ウェザーニューズなどの長期・短期の気象予測に注意し、異常気象に備えてもらいたい。

私の健康法

野外を歩き、心身をリフレッシュ

永一産商株式会社（名古屋支部）
取締役部長 神野悦夫

健康維持のためにこれと言った事をしてはいませんが、普段殆ど歩くことが少ないので、休日には努めて野外を歩き運動不足の解消と、心身のリフレッシュをしています。

ただ歩くだけでは物足りないので、自然観察会に参加し季節の変化を肌で感じ、観察を楽しんだり、仕事を離れた仲間との交流によって、色々な知識を吸収する楽しみも得ています。

健康が一番!

山本石産株式会社（西三河支部）
代表取締役 山本雅樹

ちょうど一年前、体には十分注意をしてきたつもりですが、入院することになってしまいました。

今では以前にも増して健康には留意し、体力回復の為にゴルフ練習場通い。ゴルフのハンディキャップも下がるといきや、相変わらず100前後ですが春はもうすぐかな?

鉄アレーでストレス解消!!

株式会社井乃産（東三河支部）
代表取締役 井上 清

車で通勤している私は数メートル先でも、車で移動している毎日ですが、ここ数年、ゴルフの飛距離が少し伸びず、最近では少しの時間でも、鉄アレーを握り、体力作りに精を出している。

昨今の景気の悪い状況を汗流しと同時に流して、体力増強とストレス解消に努力をしています。毎日のお酒の量も控えめに、休日は家庭サービスに努めて心がけるよう頑張っています。

精神的安定が体調にも良い

株式会社星野産商（尾張西支部）
総務部長 神農一夫

人は皆、喜怒哀楽の情感を持ち合わせています。幸せな夫婦は、枯れ果てるまで喜怒哀楽を共に分かちあうと言います。

ところで私の信条は、喜びと楽しみの考え方を中心とし、怒りと哀しみの考え方は極力押さえて生活することに徹しています。こうすることで精神的安定が得られ、体調にも良い結果を生んでいます。

「子を叱るな来た道だ、親を叱るな行く道だ」。この考え方に徹して家庭も円満です。

基本を大事に早朝散歩

協材碎石株式会社（尾張南支部）
営業部長 大川和男

今、我が社では「ザ・健康管理」と題して、各自がそれぞれの目標をたて、達成度の競争を行っています。

4名で1グループを作り、1年後に社長が表彰する制度です。各自の目標は散歩、なわとび、ジョギング、煙草の本数を減らす等様々です。

私は早朝散歩を目標にあげて、実行しております。散歩しながら、今日一日の予定等を考え、余裕をもって一日の仕事に入れるように心がけております。

また、散歩の途中、様々なことに気がつきます。ゴミ収集場所のきれいな所、収集日でもないのにゴミが山盛りの所、場所によって様々です。人家から離れた公園のそばのゴミ収集場所は、人目につかないため一番悪い状態です。

決められたことを守る、基本を大事に心がけていると思います。



Seiji Kondo 近藤誠司

●中部保全株式会社 専務取締役

血液型/O型
好きな言葉/勝負



「空手が自分の生き方を決めた。」とご自身で言われるほど、空手一筋の人生を歩んでいらした近藤さん。2人のお嬢さんには教えても仕方がないので笑いながら、自宅の2階に道場を開き、学生の合宿所として利用したり、近所の少年達の指導にも当たっていらっしゃる。そんな近藤さんに、空手について伺ってみました。

格闘技は技術よりもハートが大切

——空手のすご腕だと伺ってきましたが？

近藤 いやいや、それほどではありませんが、空手どっぷりの人生だということは、間違いありませんね。今も空手に関した予定が多くて、冗談でよく「本業は空手、副業が仕事」なんて言っているくらいですから。だから本業をさせてもらうために、副業もきっちり頑張らなきゃいけないなんて（笑）。

——平成6年に開催された第49回「わかしゃち国体」では、愛知県監督を務められたとか？

近藤 ええ、あの時は、ちょうど地元・岡崎市で愛知国体が開催されて、逃げるに逃げられず引き受けましたが、開催県での参加はお客様として参加するのは違い、大変なんです。とにかく開催県が早くに負けてしまっただけで、地元で盛り上がりませんから、そのプレッシャーには、かなりのものがあります。何がなんでも、勝たなければというような……。

——なるほど責任重大なんですね。それで結果はいかがでしたか？

近藤 おかげさまで優勝することができ、無事大役を果たすことができました。とにかく、勝ち負けは結果が出るまでわからないことですが、できるだけのはして、他県のお客様を迎えようと必死でした。月火水は仕事、木金土日は合宿というスケジュールでしたが、仕事のある私としては、会社の理解があったからこそ、やることができました。本当にありがたかったですね。そしてそんな厳しい練習に、選手もよくついてきてくれたと思います。

——確かにすごいハードスケジュールですね。それではその後も、愛知県の監督を？

近藤 いいえ、優勝を機に後進に監督の座を譲り、翌年から福島県のヘッドコーチをしています。

——まあ、なんて潔い。でも、なぜ次が福島県で、しかも監督ではなくてヘッドコーチ？

近藤 その件に関しては、いろいろ言われましたね。愛知国体で優勝し、自分としては人生の一区切りがついたので、監督を退きました。しかし、和道会のナショナルチームの監督とコーチという間柄で、私が師と仰ぐ芦原瑞穂さんが、愛知国体の次の50回記念大会福島国体の開催県監督であり理事長で、私も芦原さんには精神的な面でかなり助けてもらいましたし、自分が経験して、開催県の大変さもわかっていましたから、お手伝いのつもりで引き受けたんです。

——男の友情というか、師弟のつながりといったところですね。

近藤 そうですね。幸せなことに、福島国体でも福島県が優勝し、おかげで2年続けて開催県国体で優勝という、めったにない経験をさせていただきました。その上、芦原さんには、福島国体の記念誌の中で、過分な感謝の言葉までいただき、最高でしたね。

——ここまで近藤さんを空手道に引き込んだ、最初のきっかけは、何だったんですか？

近藤 そうですね、小さい時から、男は強くなければならない。けんかは、負けてはならないと思っていました。亡くなった父親が、気骨のある男らしい男の典型のような人で、「男は、前向きに死ね」とか「男の付き合いは、フンドシを質に入れてもやらなければならない」とか、常々言ってい



ましたから、その影響を受けていたんでしょ。うね。当たり前のように、高校までは柔道をしていました。それから大学に入って、空手をするようになったんです。

——あら、空手を始められたのは、意外に遅いんですね。どうして柔道から空手に？

近藤 柔道より、殴った方が早いからと…アハハ（笑）。

——男らしい発言ですねえ（笑）。それでは、小さい時から、けんか早い子だったとか？

近藤 そうでもありませんでしたよ。なにしろ姉が2人いて、それに男が3人続いて、その真ん中でしたから、上とケンカすれば叱られ、下をいじめると叱られで、兄や弟とより、仲間と遊ぶことの方が多かったですね。当時は、真ん中なんて損な気がしていましたが、今にして思えば、真ん中で良かった。上と下に全部任せて無責任でいられますから、ありがたい。兄や弟には、今も助けられています。

——空手は、始められて4年足らずで全日本で優勝されたわけですから、すごい進歩ですね。

近藤 確かに昭和44年の中京大学4年の時に、和道会の全日本学生で優勝しました。しかしそのために、人と同じ練習量では勝てないので、時間を惜しんではんばでない量の練習をしましたよ。相撲にしろうラグビーにしろ、肉体をぶつけ合うスポーツには、必ず体力の限界があり、ゆっくり練習を積み重ねねばいいわけではありません。それだけに、集中した練習が必要なんです。

——同じ格闘技の柔道をしていたという土台はあったものの、人より多い練習量というのは、かなりのものだったんで

しょうね。

近藤 そうですね。そしてその上さらに、格闘技は技術よりもハートが大切。いくら素晴らしい技術があっても、ハートのない奴は勝てません。死んでもいいというくらいの気持ちでないと、試合には勝てないと思いますね。ケガを恐れていたなら、相手の“ふところ”に入っていけない。入らなければ相手の身体に触れられませんから、攻撃もできない。こちらが攻撃できる距離というのは、相手からの攻撃も受ける距離ということですから、当然のことながら危険も伴います。でも、攻撃的になれなくなったら選手としては終わりですね。

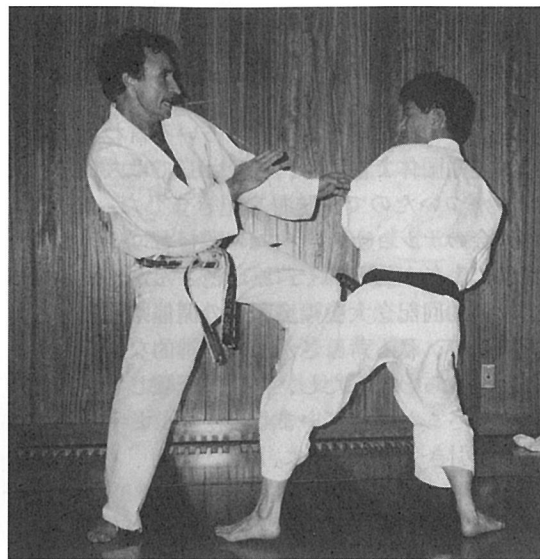
——全日本学生で優勝されたのですから、空手として頂点を極められたことになりますね。

近藤 一応はそういうことにはなりますが、チャンピオンといっても、あくまでもその時点でのチャンピオンで、永久にチャンピオンというわけではありません。常に勝負の世界に身を置いていないと、勝ち負けに価値を見い出せなくなるし、その楽しさは感じられない。そして、勝ち続けることはとても難しいことなんです。

成し遂げた時の快感が魅力

——近藤さんが、現役を引退しようと考えられたのは、どんな時でしたか？

近藤 空手の練習そのものは、案外平気なんです。そして技術力や気力はあっても、基礎体力作りでは、若い人についていけなくなる。若い人と同じように走ることが苦痛になり、今日の疲れが翌日も残るようになってくる。そして、攻撃的な考え方ができなくなった時に、選手をやめようと思っていましたから、



僕は36歳で引退しました。

——36歳まで現役でいらしたなんて、すごいですね。大変な練習を重ね、そこまで現役でいらしたという空手の魅力は？

近藤 現役中は仕事終了後、大学で8時から練習。帰ってくるのは、夜中の1時という毎日でした。大会が終わると、「ああ、これで明日は練習しなくてもいい」とホッとするんです。練習では、他人が流した汗をいくら見ても、自分の力にはならない。自分が流した汗の分だけしか、力はないんです。もし、その汗を流すのがいやになったら、舞台に上がることを止めて、観客になった方がいい。しかし必死になって練習し、一つのことを成し遂げる。その終わった時の開放感や安堵感は、くせになる快感。何ものにもかえがたい価値があります。どんなスポーツでも同じでしょうが、それが空手の魅力ですね。そして、全国に散らばっている空手仲間との付き合いも、僕にとっては大切な財産になっています。

——全国のお仲間と会われる機会も、あるんですか？

近藤 みんな酒が好きなので、時間があれば、一

緒に酒を酌み交わしたりしますよ。それから、娘がサンジエゴでホームステイをしていた時に、予定より早く帰りたいと困っていたら、現地にいた後輩が、「監督には色々お世話になって、返すに返せない恩があります。」などと言って、チケットの手配など、娘を助けてくれました。空手に忙しくて、普段は娘のことをかまっていられませんが、この時ばかりは、父親として面目が立ちました。

——現役を引退された今は、後進の指導に当たっていらして、まだまだ空手との縁は切れませんね。

近藤 実は大学を卒業する時、僕たちの空手の師がドイツにいらっしゃるので、ヨーロッパに渡りたいと思っていました。ところが、僕が父親っ子だったこともあって、父は僕を手放したくなかったようで、ヨーロッパ行きを引き留められたんです。「少し待て」と。それで、1年くらい父親に恩を返すつもりで仕事を手伝い始めたんですが、そうこうしているうちに父親が亡くなり、ヨーロッパで空手の指導をする夢は叶いませんでした。でも、空手だけは続けていこうと…。今は、ヨーロッパで頑張っている仲間がいて、それに励まされながら、自分は自分なりに日本で頑張っています。

——現役を退かれて、空手に対して現役時代と変わってきたところはありますか？

近藤 ありますね。実は後輩に、4本前歯のない奴がいるんですよ。「いい年なんで、歯ぐらい入れろよ。」と言ったら、「また取れたらもったいない。高いですから。」なんて言う。「一体、誰が折った



んだ？」と聞いたら「覚えてないんですか、先輩ですよ。」と答えられて参りました。当然ながら、やられた方は覚えていますが、やった方は覚えていない。現役時代は、やるかやられるかの世界でしたから、ケガをした相手に対して同情することはありませんでした。でも現役を退き、40歳を過ぎて、人のお子さんを預かるようになって初めて、ケガをさせてはいけない、事故があってはならないと考えるようになりました。これは、大きな変化ですね。

——攻撃意欲がないと勝てないし、そのあたりが格闘技の難しさかもしれませんね。今後は、空手とどんなお付き合いになりそうですか？

近藤 今年3月31日まで中京大学の監督を務めさせてもらいましたが、4月1日から現場を離れ、総監督に荷を下ろさせてもらいました。しかし福島県のヘッドコーチもまだ続けていますし、4月1日から東海学生空手連盟の審判長も引き受けましたから、まだまだ空手との縁は、切れそうにありません。しかし、次の世代を育てるために、すべてから退き後進に道を譲るべき時がきたら、権力に執着せずに潔く身を引きたいと思っています。あとは、醜態を見せずに引退するのが、最後の成すべきことでしょうね。

——最後まで男らしく、引き際を潔くということですね。今日は、男の美学を教えてください。ありがとうございました。益々のご活躍を！

取引先が手形不渡りを出して倒産

Q

当社の取引先が手形不渡りを出して倒産したとの情報が入りました。今後の対応について教えて下さい。

A

1.手形不渡りによる倒産とお話ですが、事実上の倒産状態（弁済期にある債務をどれもこれも弁済することができなくなり、ひいては経済活動を続行することが困難な状態）なのでしょうか。それとも何らかの裁判上の倒産手続をとられたのでしょうか。まず、この事実関係を確認していただくことが第一歩です。

2.ただ最近、破産が増えているようなので、取引先はおそらく破産手続に入ったものと仮定して以下詳述します。

破産は、裁判所が選任した破産管財人が、資産と負債を調査・整理して、各債権者に公平な弁済をすることを目的とする制度です。

3.破産手続は、破産宣告の申立てにより始まります。この申立ては、破産者（債務者）が自ら破産を申し立てる場合と、債権者が破産を申し立てる場合とがあります。ただ、裁判所が破産せねばならない状況を納得してもらえだけの資料を提出する必要がありますので、債権者がそれだけの資料をそろえることは至難です。よって、一般的には破産するしか道のない債務者が自ら破産申立てを行う場合（自己破産といいます）がほとんどです。

破産申立書には、破産に至った事情・原因、債権者の住所・名称、および債務の内容（金額、借金か買掛金かなど）、資産の内容および評価額などを記載します。また、これを裏付ける資料を添付する必要があります。添付資料としては、責務を裏付けるものとして金銭消費貸借契約書、売買契約書、納品受領書などがあります。資産を裏付けるものとしては、不動産登記簿謄本、預金通帳、自動車登録事項証明書、電話加入権の証明書などがあります。

4.破産申立てがあると、その内容を裁判所が調査します。その過程で、審尋手続もあります。この審尋手続とは、破産を申し立てた人または会社代表者が裁判所に出頭して、破産申立ての事情等を裁判官に口頭で説明する手続です。その結果、破産を相当とする事情があると認められますと破産

宣告が出されます。破産宣告と同時に、裁判所が破産管財人を選任し、債権届出期間および第1回債権者集会の期日を決定します。この破産管財人には一般に弁護士が選任されます。

この破産宣告および同時になされる決定事項を記載した書面は、裁判所にわかっている債権者（一般には破産申立書に債権者として記載された債権者）に郵便で通知されます。したがって、貴社が債権者であることを取引先が破産申立書に記載しておいてくれば、破産宣告が出された日時、破産管財人の氏名・住所、債権届出期間はいつまでか、第1回債権者集会の期日（日時）・場所などを裁判所が通知してくれます。

5.そこで、債権者である貴社としては、「破産債権届出書」（通知書と一緒に2通送られてきます）に債権額を記載し、それを裏付ける資料（契約書、納品書など）のコピーを添えて裁判所に提出することになります。この破産債権届出書およびその添付資料は2通とも裁判所に提出してください。このとき、利息・損害金は、破産宣告の前日までの分を計算して記載して下さい。

もし、破産宣告が出ているのに、貴社に通知書等が送付されてこない場合には、裁判所に破産者の名前を伝えて通知書等を送ってもらう手続をとって下さい。

6.この破産債権届出書に記載された債権額と資料を破産管財人が事前に調査して、債権調査期日において、その債権を破産債権として認めるか否かが発表されます。

破産管財人から異議の出なかった債権は、その全額が破産債権となり、その金額を前提に配当を受ける権利を取得したことになります。一方、破産管財人から異議の出された債権については、破産管財人が異議を取り下げるに足る追加の資料を提出するか、債権確定訴訟を提起しないと、破産手続においては存在しない債権として扱われてしまいます。したがって、破産管財人から届け出た債権に対して異議が出された場合には、その異議理由を確認する必要があります。異議理由が納得できなければ、追加資料の提出や債権確定訴訟

を提起することになります。

なお、債権者の数が多い場合など破産管財人の調査が間に合わないこともありますし、破産債権届けに十分な資料が添付されておらず破産管財人から債権者に対して追加資料の提出を求めることもあります（この場合、調査の間に合わなかった債権については認否が「留保」され、第2回以降の債権調査期日において調査されます）。

また、破産債権者は、債権調査期日において他の債権者が届け出た債権に対して、異議を述べることもできます。ただ、現実には破産者がどのような内容の債務を負担していたかを詳細に知っていた債権者は少ないので、債権者が他の債権者の届け出た債権に対して異議を述べることはほとんどありません。

7.なお、この破産宣告と同時に「本件破産を廃止する」という決定も出されることがあります。これは、破産者の全積極財産が、破産管財人を選任して破産手続を進めるまでもないほど少ない場合に出されます。この場合には、裁判所から通知は来ません。しかし、破産宣告がだされたことは官報に公告されますので、どうしても気になる場合には官報をチェックすることになります。破産手続を進めるまでもないほど財産が少ないのですから、配当もありません。この廃止を「同時廃止」といいます。

8.さて、配当の前提となるプラスの財産については、破産管財人が債権調査と同時に、または債権調査終了後に現金に換価する手続を行います。すべての財産が現金化されることによって、破産債権者への配当原資となります。この配当原資が幾らになるのか、破産債権として認められた債権の総額が幾らになるかによって配当率が決定されます。例えば、配当原資が100万円あって、破産債権合計額が5000万円（但し、後記の優先弁済を受けられる債権を除いた後に）であれば、配当率は2%ということになります。

9.ただ、破産管財人が財産の現金化に努力してみたものの、どうしても配当できるだけの財産が見つからない場合もあります。この場合には、破産

宣告の後に「本件破産を廃止する」という決定が出されることもあります。破産宣告と同時に廃止する旨の決定が出される場合を「同時廃止」というのは前述のとおりですが、今回のように破産手続を進めてみたものの廃止が決定される場合を「異時廃止」といいます。廃止決定の出される時期が異なるだけで破産債権者に対して配当がない点では同じです。

10.なお、貴社の破産債権に優先して弁済を受けることのできる債権があります。例えば破産管財人の報酬債権、租税債権、従業員の給与債権などです。これらの債権が多いと、ある程度現金が集まってもそちらに優先的に支払われてしまいますので、貴社が配当を受けられないこともあります。

11.貴社が破産手続において配当を受けられない、または債権の一部のみ配当を受けた場合に、破産者に対して残りの債権を請求できるのかが一番の問題かと思います。

取引先が法人（会社）の場合には、破産手続の終了によって会社は消滅してしまいますので、残債権を請求することは不可能です。但し、貴社の債権につき連帯保証人がいれば、その人に請求することができます。

一方、取引先が個人の場合、免責決定が出されてしまえば、やはり請求はできなくなります。この免責決定は、破産者の申立てによって裁判所が審尋という手続を経て決定を出します。免責を不許可とする事由は破産法に定められています。例えば、財産を隠匿した、債務を虚偽に負担して正当な債権者への配当を妨害した、多額の借財を負った理由が浪費・賭博などの原因によるなどの事由がある場合には、免責不許可決定が出されることもあります。破産債権者は、免責審尋期日に出頭して免責すべきか否かにつき異議を申し立てて意見を述べることもできますので、免責を不許可とする事由が存在する場合には、異議の申し立てをしてください。（それでの免責決定が出される場合もあります）。以上が破産手続の概要です。

花粉症・アレルギー性鼻炎 について！

(株)和薬・漢方の本草閣
代表取締役社長
薬剤師 林 馨史朗



この時期2月初め位から花粉症（アレルギー性鼻炎）の患者さんがとても多くなります。

花粉症とはどうも花粉が多くなる時期に鼻炎が発症する為に名付けられて、原因がスギ等の花粉とされています。

確かにこれらの花粉等についても反応し鼻炎症状がでますが、花粉ばかりでなく家のほこり・犬、猫の毛・鳥の羽根等にも反応します。又、温度差・香水の匂い・煙草の煙・生姜の匂い・蕃椒（とんがらし）の匂いでも鼻炎症状が出ます。と言う事は全て鼻の粘膜に刺激を与える物によって症状をあらわします。

一日の鼻炎症状の発生時刻を考えると、①朝起きた時、②風呂上がり、③勉強している時、④テレビを観ている時、⑤読書している時等、逆に鼻炎症状が出ない時、軽い時は、①風呂に入っている時、②運動等で身体を使い汗をかいている時、③食事中等、即ち身体を使い全身の血液の巡りが良い時には、症状がないか・症状が軽くなるという事です。

鼻の粘膜がこの時期に充血し真っ赤になり、ちょっとした軽い刺激でも反応する状態で上記の色々な刺激で反応するのです。

患者さんの体質にて反応する刺激物が若干づつ違うのは当然の事ですし、鼻粘膜が充血し易いと言う事は、頭部全体も当然充血し易く、血の巡りが悪くなっていると考えます。ですから、目の充血も一緒に出る方が多いのです。

漢方的に考えますと激しい鼻水・嚏（クシャミ）・鼻閉・目の痒み等々の症状は胃と肺の冷えと余分な水分の貯留によるものです。言い換えれば、鼻炎の原因は、①冷蔵庫の普及で冷たい物の取り過ぎで体内を冷やす様になった事、

②クーラーの普及で体外からも冷やす様になった事、③身体を動かさなくなった事（運動不足）、④食べ物が美食傾向になり血液が濃くなりがちで巡りが悪くなっている（肝に負担がかかり、鼻粘膜の血の巡りが悪くなっている）、

治療としては、①胃と肺を温め余分な水分を裁く事、②血液を綺麗にする事

具体的には、①冷たい飲み物・食べ物は控えめに、②クーラー等は控えて汗を出す様にする、③一日一度汗を出す様な運動等をすること、④食べ物に気をつける事

(A) 血を濃くする食べ物を控える

・甘いもの・ケーキ・チョコレート・果物・饅頭・アイスクリーム・ジュース等

・肉類—豚肉・牛肉・鶏肉等

・卵類—鶏卵・魚卵等

・乳製品—バター・チーズ・ヨーグルト等

(B) 血を綺麗にする食べ物を極力多く取る

・緑の野菜—キャベツ・ほうれん草・白菜等

・海藻類—わかめ・昆布・海苔・ひじき等

・きのこ類—椎茸・しめじ・松茸・えのき茸等

・豆類—豆腐・納豆・湯葉・豆等

・根の野菜—大根・ゴボウ・人参等

(C) 身体を温める食べ物を少々多めに取る

・生姜・山椒・味噌・酒・蕃椒等

(例：きちんとだしを取った和風の鍋物が良い)

漢方薬として小青竜湯（しょうせいりゅうとう）・桂枝麻黄各半湯（けいしまおうかくはんとう）・甘草乾姜湯（かんざうかんきょうとう）・柴胡桂枝湯（さんこけいしとう）等をその方に応じて使い分けます。全てこれらの漢方薬は身体を温め血の巡りを良くする作用を持っています。

※（結論）野菜を主とした温かい食事をし、日頃より汗をかく様な運動をする。

Dr.
チェック&チェック

理事会報告

平成9年度 第6回理事会

■日時 平成10年1月13日

■場所 熱田神宮会館

議決（報告）事項

1.新年交礼会の進行要領について

安井専務理事から資料に基づき説明したのち、採決の結果、全員異議なく了承。

2.新規入会者の承認について

事務局から資料により正会員として入会申込みのあった（有）ハイクリーン大栄始め5名について、事業内容等について説明のち、採決の結果、全員異議なく承認。

3.災害廃棄物処理の協力に関する名古屋市との協定締結について

専務理事から資料に基づき説明したのち、採決の結果、全員異議なく了承。

4.災害廃棄物処理等復旧活動支援対策規程の制定について

専務理事から資料に基づき説明したのち、採決の結果、全員一致で可決。

5.不適正処理一斉パトロールの結果について

専務理事から資料に基づき協会全体及び支部別に報告するとともに、各支部長あてに詳細報告したので支部においても今後の活動に活かしてほしいと要望。

6.平成9年度第13回通常総会並びに講演会開催について

専務理事から平成10年度3月26日（木）に名古屋国際会議場で開催する第13回通常総会に引き続き行う講演会の講師は、（社）全国産業廃棄物連合会会長鈴木勇吉氏に依頼したいと提案したところ、全員異議なく了承。

7.その他連絡事項

平成9年度医療廃棄物処理実務研修会の開催について

平成9年度 第7回理事会

■日時 平成10年3月5日

■場所 協会事務所会議室

議決（報告）事項

1.第13回通常総会進行要領について

安井専務理事から総会の進行次第並びに役員の役割分担について説明のち、採決の結果全員異議なく了承。

2.第13回通常総会提出議案審議

専務理事から平成10年度事業計画案及び収支予算書案を、資料に基づき説明したのち、採決の結果、全員異議なく原案通り承認。

3.新規入会者承認について

事務局から資料に基づき正会員として入会申込みのあった（有）明成工業始め8名について、事業内容等を説明したのち、採決の結果全員異議なく承認。なお、退会の届出があった正会員2名及び賛助会員1名について報告。

4.適正処理推進事業について

最近、県下において産業廃棄物の不法処理が頻発している現状を防止し、適正処理を推進するため、次の事項を実施することを全員一致で決定。

(1) 誓約書の収受

全員の適正処理に対する再認識と自覚を促すとともに協会の信用向上を図るため、正会員全員から誓約書の提出を求める。

(2) 正会員として新規入会の申込みがあった場合は、当該支部の意見を聴取するものとする。

(3) 綱紀特別委員会を新設し、不適正処理会員に対する改善指導等を行い、再発の防止に努める。

なお、規約、委員選任等については次回理事会で決定する。

5.（社）全国産業廃棄物連合会会長表彰候補者の推薦について

平成10年度の表彰候補者の選考については、三役に一任することを了承。

6.平成10年度厚生大臣認定各種講習会開催日程について

理事会報告 委員会報告

専務理事から資料に基づき報告し、全員これを了承。

7.平成9年度支部事業報告・収支決算報告の提出について

専務理事から平成9年度の各支部事業報告並びに収支決算報告を4月20日までに提出するよう求め、全員これを了承。

8.(社)愛知県産業廃棄物協会会長表彰候補者の推薦について

平成10年度の表彰候補者については、各支部から推薦することとし、優良従事者表彰については、全正会員から推薦を受けることを決定。

9.その他報告事項

- (1) 各種行事・諸会議の報告
- (2) 中部地域協議会開催
平成10年4月16日(木) 三重県協会担当
- (3) 次回理事会
平成10年5月19日(火) 午後2時
- (4) 平成10年度第14回通常総会
平成10年6月10日(水)

適正処理委員会

■日時 平成10年1月20日
■場所 協会事務所会議室

県環境部廃棄物対策課森下課長補佐の出席も得て開催。

議題

- 1.不適正処理一斉パトロールの結果について
去る11月22日を中心に実施した結果について、資料により報告。森下課長補佐からは、県及び市町村職員による一斉立ち入り指導結果について資料により説明があった。
- 2.愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会報告
去る11月26日(水)に愛知県三の丸庁舎で開催された第8回愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会について、資料により報告(詳しくは前号(1月20日発行)の第26号で報告)
- 3.不法処理防止策について
マニフェストの徹底、分別の徹底等種々の意

見等が出されたが、具体的な方策とするまでには至らず、引き続き鋭意検討することとした。

研修指導委員会

■日時 平成10年1月21日
■場所 協会事務所会議室

議題

- 1.通常総会の講演会講師について
平成10年3月26日開催の第13回通常総会に引き続いて行う恒例の講演会の講師は(社)全国産業廃棄物連合会会長の鈴木勇吉氏に依頼することを決定。
- 2.平成10年度事業計画について
 - (1) 施設見学は北九州地区の産廃施設と長崎のハウステンボスの見学を検討する。
 - (2) 正しいマニフェストシステム普及の為の講習会の実施について検討する。

■日時 平成10年3月18日
■場所 協会事務所会議室

議題

- 1.施設見学会について
北九州地区は費用がかかりすぎるため、今回は見送り、神戸の震災復興状況と阪神方面の施設見学を検討することを決定。

企画委員会

■日時 平成10年2月10日
■場所 協会事務所会議室

議題

- 1.ユタカ環境(株)の処置について
新聞報道は「豊建設」で当協会の会員でない別法人であるので、今後の推移を見定めながら対応を検討することを決定。
- 2.不適正処理事犯の対策について
 - (1) 誓約書の収受
ア) 新規入会時の提出書類とする。
 - イ) 新規入会申し込みがあったときは、所属支

委員会報告 講習会報告

- 部の意見を聴取する。
- ウ) この際、全正会員からも提出を求めることとし、理事会に諮ることを決定。
- (2) 網紀特別委員会を設置することとし、理事会に諮る。
- 3.平成9年度収支見込みについて資料により説明
- 4.次回理事会開催日について
3月5日(木) 午後2時とすることを決定。

■日時 平成10年3月23日
■場所 協会事務所会議室

議題

- 1.平成10年度全産連会長表彰候補者の選考について
地方功労者表彰、地方優良事業所表彰、優良従事者表彰の各候補者を選考。
- 2.誓約書の提出状況
資料により現時点までに正会員416名から提出があった旨報告。
- 4.支部助成金の配分について
従来の配分基準について見直しを行うことを決定。

広報編集委員会

■日時 平成10年2月6日
■場所 協会事務所会議室

議題

「産廃あいち」第27号の編集企画について

医療廃棄物処理実務研修会

(社)全国産業廃棄物連合会が主催し、中部地域の岐阜、静岡、愛知、三重の各県産業廃棄物協会が協力して、この研修会を次のとおり開催しました。

■日時 平成10年2月13日
■場所 名古屋国際会議場

●受研修者数118名

研修内容

- 1.開会挨拶

- 2.廃棄物処理法における感染性廃棄物の取扱いについて
講師 永井敏和氏
(愛知県環境部廃棄物対策課)
- 3.感染性廃棄物の危険性とその取扱いについて
講師 松島 肇氏
(浜松医科大学環境科学教室教授)
- 4.非感染性廃棄物の危険性とその取扱いについて
講師 白須賀公平氏
(医療廃棄物研究会学術部)
- 5.焼却炉の運転管理・維持管理について
講師 三好康彦氏
(東京都環境科学研究所基礎研究部主任)
- 6.閉会挨拶・修了証の交付

講習会

(財)日本産業廃棄物処理振興センターの主催で厚生大臣認定の産業廃棄物処理業に関する講習会が下記のとおり開催されました。

1.産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会 (収集・運搬課程)

■日時:平成10年1月28日(水)
■場所:名古屋国際会議場
●受講者数153名(県内137名、県外16名)

講習次第

- 開講・開会挨拶・ガイダンス
産業廃棄物処理行政・産業廃棄物処理の実態と課題
松本 脩氏
(名古屋環境事務局事業部廃棄物指導課係長)
産業廃棄物処理に係る安全衛生・経営管理論
安井 孝氏
(社)愛知県産業廃棄物協会専務理事)
収集・運搬の理論と実際
安義 清氏
(財)日本産業廃棄物処理振興センター講師)
修了考査

講習会報告 会員名簿 変更事項

2産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会
(収集・運搬/処分課程)

■日時：平成10年1月29日(木)～30日(金)

■場所：名古屋国際会議場

●受講者数

収集・運搬課程72名(県内50名、県外22名)

処分課程 76名(県内48名、県外28名)

両課程受講者 41名(県内27名、県外14名)

講習会次第

第1日目(収集・運搬課程)

開講・開講挨拶・ガイダンス

産業廃棄物処理行政・産業廃棄物処理の実態と
課題

松本 脩氏

(名古屋市環境事業局事業部廃棄物指導課係長)

産業廃棄物処理に係る安全衛生・経営管理論

安井 孝氏

((社)愛知県産業廃棄物協会専務理事)

収集・運搬の理論と実際

村上東之介氏

((財)日本産業廃棄物処理振興センター講師)

修了考査

第2日目(処分課程)

中間処理論・再生利用

園 欣彌氏

((財)日本産業廃棄物処理振興センター講師)

最終処分論

黒埼 護氏

((財)日本産業廃棄物処理振興センター講師)

修了考査

会員名簿変更事項の報告

会員の変更事項(会社名、住所、電話番号)をお知らせします。お手元の会員名簿に新しいデータをご記入いただきますよう、ご案内いたします。

■正会員

会 員 名	変 更 前	変 更 後
(名古屋支部)		
中日クリーナー工業(株)	中日クリーナー工業(株)	中日コプロ(株)
(尾張西支部)		
山清クリーンサービス	山清クリーンサービス	(有)山清クリーンサービス
(尾張北支部)		
(有)尾張クリーンパイプ	(有)尾張クリーンパイプ	(株)尾張クリーンパイプ
(資)銭屋鋼産	〒489 瀬戸市海上町145	〒489-0859 瀬戸市山路町4-15
(西三河支部)		
(有)毎日商会	(有)毎日商会	(株)毎日商会

■賛助会員

会 員 名	変 更 前	変 更 後
三共毛織(株)	三共毛織(株)	帝人テクロス(株)

新規会員報告

取り扱う産業廃棄物の種類(許可品目欄番号)

1.燃え殻 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類
7.紙くず 8.木くず 9.繊維くず 10.動植物性残渣 11.ゴムくず 12.金属くず
13.ガラスくず及び陶磁器くず 14.鉱さい 15.建設廃材 16.動物のふん尿
17.動物の死体 18.ダスト類 19.その他 (*:自動車破砕物を除く)

新規会員報告 支部別会員数

■新規正会員

名 称 氏 名	所 在 地 電 話 番 号	許可 区分	営業の種類及び許可品目			許可年月日 (許可期限)
			収集運搬	中間処理 処理方法 品 目	最終処分	
(有)明成工業 甲斐 寛	名古屋市小中川区小本2-11-14 tel.052-352-9882	県 市	2.3.4.5.6*.15 2.3.4.5.6.15			10.2.4 (15.2.3) 9.12.25 (14.12.24)
(株)長田金属 長田すみ子	名古屋市南区丹後通4-5-1 tel.052-613-0015	市	12	切 断	12	収・中 9.10.31 (14.10.30)
(株)丸福 福永満良	常滑市久米字御林31-118 tel.0569-43-8321	県 市	2.6*.8.11.12*. 13.15 2.6.8.11.12. 13.15	脱 水 天 日 乾 燥 分 離 破 砕 2 15		収・中 9.5.25 (14.5.24) 8.10.28 (13.10.27)
(株)松村建材 松村吉成	名古屋市中村区並木1-42 tel.052-411-1020	県 市	8.15 15			6.10.13 (11.10.12) 6.12.26 (11.12.25)
(有)中村商店 稲垣順一	名古屋市瑞穂区妙音通3-48 tel.052-823-7753	県 市	1.2.6.7.8.9.10. 11.12.13.15. 1.2.6.8.10.11. 12.13.15.			7.9.28 (12.9.27) 7.10.5 (12.10.4)
内藤商店 内藤和典	江南市布袋町南64 tel.0587-56-3182	県	6*			7.7.13 (12.7.12)
日進機工(株) 林 繁蔵	名古屋市名東区よもぎ台2-114 tel.052-772-2131	県 市	2.3.4.5.6* 2.3.4.5.6			8.12.27 (13.12.26) 8.12.26 (13.12.25)
(有)川口サービス 石川辰也	碧南市川口町1-28 tel.0566-41-5952	県	2			8.8.6 (13.8.5)

■退会者

[正 会 員] 中武産業(株)

春日井市鳥居松町4-32

[賛助会員] ユアサ建材工業(株)

高浜市新田町3-1-3

■支部別会員数

支 部 名	正会員	賛助会員	計
名古屋支部	164	60	224
尾張西支部	57	11	68
尾張北支部	75	12	87
尾張南支部	43	7	50
西三河支部	99	7	106
東三河支部	55	8	63
県 外	38	1	39
合 計	531	106	637

編集後記

焼却処分しても有害物質発生、建設廃材を処分しても有害物質発生。

協会会員は、法律に基づき日々業務に精励しております。新聞紙上は、有害、有害のオンパレード。収集、運搬、処分が如何にも悪人のごとく、これでもかこれでもかと書かれています。物を生産し、消費排出する時点でのチェック機能はどうなっているのか疑問を感じます。

新年度を迎え、行政記事が多くなりました。これも止む負えません

特集では、これからは業界の集約淘汰の局面に入ると言われております。

名人・達人評判倶楽部のなかで、近藤さんは「自分の流した汗の分だけしか力はつかないんです」と言われました。正に銘言です。

協会会員のさらなる飛躍を望む次第です。

広告掲載社名
近藤産興株式会社
宮川興業株式会社
佐川印刷株式会社
ロイヤルホテル弁天閣
第一法規出版
株式会社ダイセキ
三協熱研株式会社
大府衛生株式会社
株式会社シミズ、
江洲産商株式会社

■広報編集委員

委員長	宇津野 清彦	宇津野興業(株)
副委員長	所 仁司	双葉興業(株)
委員	堀川 政男	海部衛生社
	近藤 千雅	中部保全(株)
	五箇 始	(有)森田商店
	中村 安信	クリーンシステム(株)
	南村 勝己	大和エンタープライズ(株)
	須田 敏彦	豊田ケミカルエンジニアリング(株)
	石川 信夫	(有)アイミ
	福井 康雄	愛知ラインリック(株)
	田口 正信	日の出衛生保繕(株)

産廃あいち

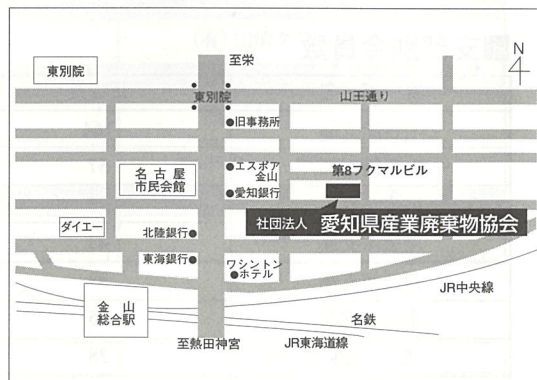
1998 Vol.27

発行日 平成10年4月20日

編集
『産廃あいち』広報編集委員会
発行
(社)愛知県産業廃棄物協会
〒460-0022
名古屋市中区金山二丁目10番9号
(第8フクマルビル5階)
TEL(052)332-0346 FAX(052)322-0136
発行人
近藤成章
事務局
小島鎮男

編集協力・制作
有限会社トビック

お詫び：「舵取り繁盛記」は、紙面の都合上お休みさせていただきます。



今日から明日へ、明日から未来へ…… 人と街と文化のために、暮らしと環境の調和を目指します。

人々の快適な暮らしのために、「環境整備のプロ集団」として、地域社会の環境美化に取り組む大府衛生。
積極的に先進技術・ノウハウの構築を図り、総合的なメンテナンス体制のもと、
多様化・高度化するニーズにきめ細かくお応えしています。
自然環境を守り伝え、豊かな都市文化をも育む「美しい街づくり」。
私たちはより大きな視野からアメニティ創造の可能性を追求し、
「快適生活」のトータルサプライヤーとして、常に新たなチャレンジを続けてまいります。



ふるさと
故郷を大切に想う心も、私たちの技術の一つ
高く広い視野を持ち、穏やかな心で自然と共に生きる……
大府衛生の「キリン」にはそんな願いが込められています。

大切にします、コミュニケーション
環境衛生に関する質問お問い合わせお気軽にどうぞ。

大府衛生株式会社

愛知県大府市北崎町駒場88番地 〒474
TEL (0562) 47-0535(代表) FAX(0562) 47-0531

●一般廃棄物処理事業 ●都市環境清掃整備 ●下水道調査・修理 ●産業廃棄物処理事業 ●処理場の管理 ●ビル管理清掃 ●工場環境清掃整備

地球のアイデンティティを守ります。

生命の源は、地球から生まれました。

きれいな空、うつくしい海、雄大な大地、そして人類も……。

しかし、廃棄物の起源は私たち人類にあります。

うつくしい地球の素晴らしさを新世代に手わたすためにも、増えつづける廃棄物の前に地球が埋もれてしまわないよう。

私たちは責任を持って廃棄物処理を考えねばなりません。

当社は、産業廃棄物の総合処理を通して豊かな環境づくりに全力で取り組んでいます。

廃棄物処理は人類のライフワーク、環境保全は人類の使命。

産業廃棄物処理事業

収集・運搬

中間処理

最終処分

■許可 愛知県・名古屋市・岐阜県・三重県・滋賀県・静岡県

株式会社 **シミズ**

名古屋市南区神松町3丁目5番地6
TEL (052) 612-1490 FAX (052) 614-3721

江洲産商株式会社

名古屋市南区元塩町1丁目31番地
TEL (052) 613-0811

社団法人 **愛知県産業廃棄物協会**